

戸田市こども計画（仮称）  
【骨子（案）】（初稿）

令和6年  
戸 田 市

(表紙裏)

は じ め に

市長あいさつ文

(あいさつ文裏)

# 目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景及び趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
第2章 戸田市のこども・子育ての現状	9
1 人口動態とこども世帯	9
2 少子化の動向	11
3 保育環境・教育環境の状況	16
4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(就学前児童・小学生保護者向け)結果の概要	19
5 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」(児童・生徒向け)結果の概要	26
6 「子どもの実態把握調査」結果の概要	34
7 「若者の生活や意識における調査」結果の概要	48
8 こども計画に向けた主要課題	60
9 第二期計画の達成状況	61
10 主な課題と対応	62
第3章 計画の基本的な考え方	67
1 計画の基本理念	67
2 基本目標	68
3 施策の体系	71
第2部 各論	73
第1章 施策の展開	75
基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映	75
基本目標2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	76
基本目標3 親と子の健康・医療の充実	77
基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	78
基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実	79
基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	80
基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	81
基本目標8 結婚・出産の希望実現	82

基本目標 9 「子育て」と「子育て」の支援 .....	83
基本目標 10 未来を切り拓く子ども・若者の応援 .....	83
基本目標 11 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 .....	84
基本目標 12 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進 .....	84
<b>第2章 子ども・子育て支援事業の充実 .....</b>	<b>87</b>
1 子ども・子育て支援制度 .....	87
2 幼児期の教育・保育施設の整備 .....	95
3 地域子ども・子育て支援事業の整備 .....	98
<b>第3章 計画の推進 .....</b>	<b>113</b>
1 計画の推進体制 .....	113
2 計画の進行管理 .....	115
3 計画の進行状況の公表 .....	115
4 国・県への要望 .....	115
<b>資料編 .....</b>	<b>117</b>
1 計画策定の経緯 .....	119
3 戸田市児童福祉審議会委員名簿 .....	123
4 用語解説 .....	124
5 .....	127

# **第1部 総論**

## **第1章**

### **計画策定にあたって**

(空白頁)



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景及び趣旨

わが国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取り組みが進められていますが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

こうした現状を踏まえ、国では、こどもに関する取り組みや政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足しました。同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体と位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では主に、こども施策に対する大綱(こども大綱、第9条)、こども計画の策定(第10条)、こども等の意見の反映(第11条)等が定められています。

本市においては、平成26年度に「戸田市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年～平成31年度(令和元年度))、令和2年度に「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定し、子育ての環境整備に取り組んできました。

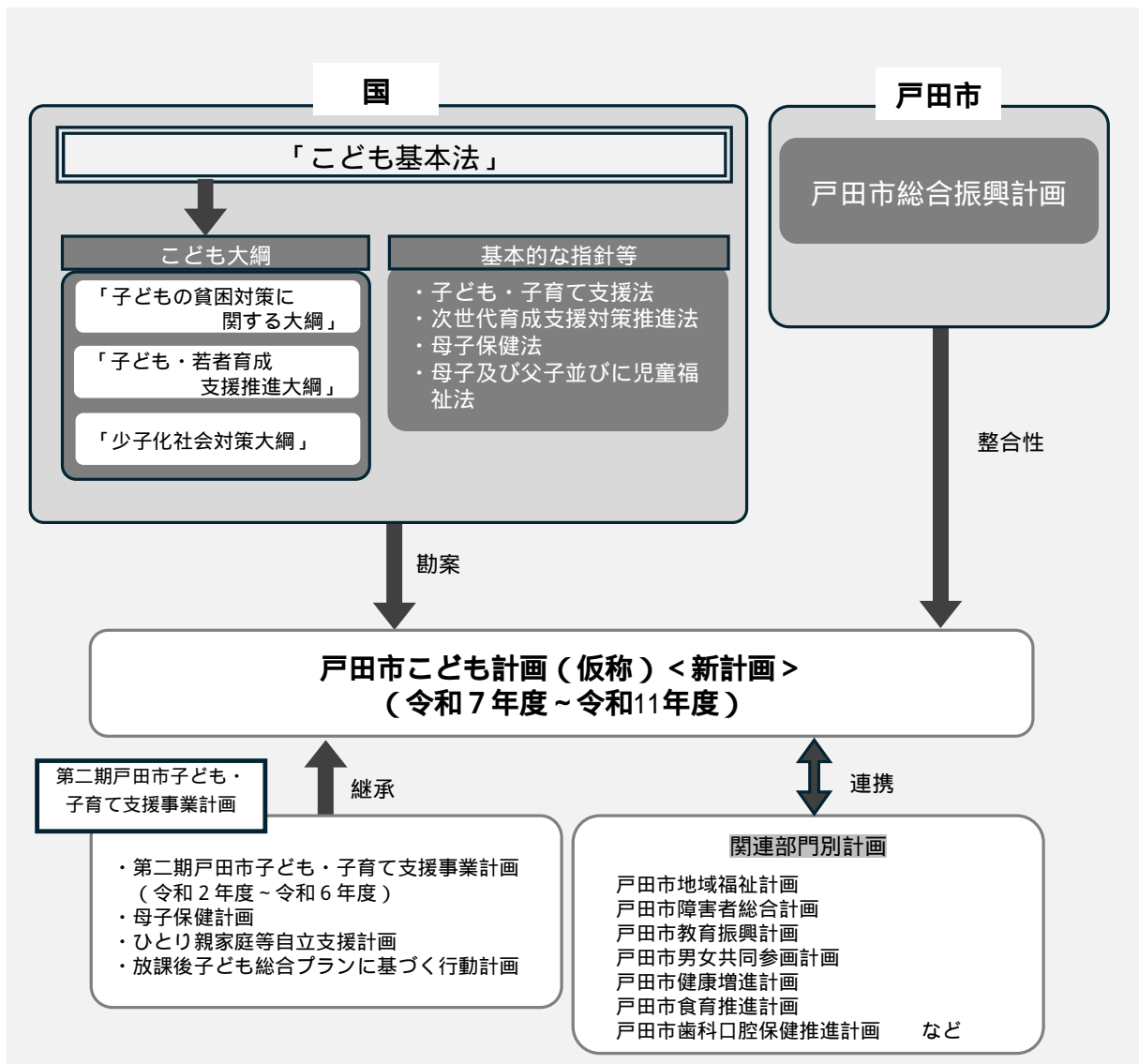
今般、令和6年度をもって「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了するため、新計画である「(仮称)戸田市こども計画」を策定するものです。「(仮称)戸田市こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

新計画である「戸田市こども計画（仮称）」（以下本計画）は、本市の最上位計画である「戸田市総合振興計画」を上位計画としたこども・子育て分野の個別計画として位置づけます。

本計画は、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」のほか、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画（現行計画）」、「母子保健計画」、「ひとり親家庭等自立支援計画」、「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」と一体のものとして作成し、こども施策を総合的に推進するものです。また、「戸田市地域福祉計画」及び「戸田市障害者総合計画」、「戸田市教育振興計画」、「戸田市男女共同参画計画」などの関連計画と連携を図っております。

図1-1-1 上位計画、関連法との関係

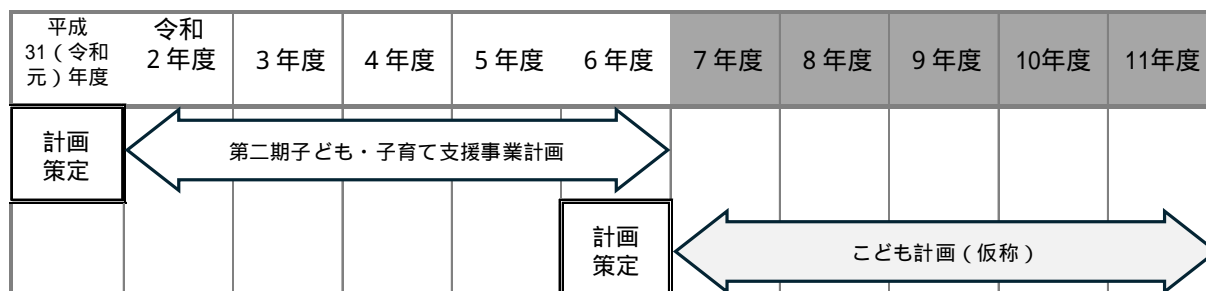


### 3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、必要がある場合は、計画の見直しを行うものです。

図表 1 - 1 - 2 計画期間



### 4 計画の策定体制

#### (1) 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施

本計画の策定に先立ち、就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、令和5年12月に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

#### (2) 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の実施

本計画策定にあたり、市内在住の小・中学生及び高校生に対し、学校や家庭の中で抱えている不安や困りごとを把握し、こどもや子育て家庭の支援にむけた施策に活かすため、令和5年12月に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### (3) 「子どもの実態把握調査」の実施

市内の小学5年生児童・保護者及び中学2年生生徒・保護者を対象に、本市の子育て世帯の経済状況、生活状況、こどもへの影響、支援ニーズ等について現状を正確に把握し、その家庭等が抱えている問題について顕在化させるため、令和5年10月に「子どもの実態把握調査」を実施しました。

#### (4) 「若者の生活や意識における調査」の実施

本計画の策定に先立ち、市内在住の18歳～39歳までの人を対象に、本市における少子化対策を講じる上で、今の若い世代が考える結婚観や出産育児に向けた将来設計などについて、どのような課題が生じているのか把握するために、令和6年6月に「若者の生活や意識における調査」を実施しました。

( 5 ) 戸田市児童福祉審議会( 戸田市版子ども・子育て会議 ) における審議

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市児童福祉審議会にて地方版「子ども・子育て会議」の機能を持たせ、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

( 6 ) パブリック・コメントの実施

「戸田市市民パブリック・コメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。

# **第1部 総論**

## **第2章**

### **戸田市のこども・子育ての現状**

(余白頁)

## 第2章 戸田市のこども・子育ての現状

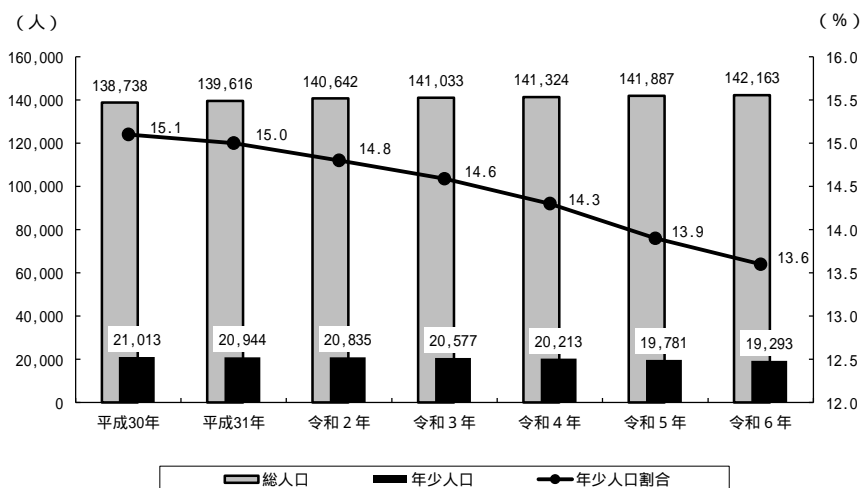
### 1 人口動態とこども世帯

#### (1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、令和6年1月1日現在、142,163人で平成30年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）においては、平成30年の21,013人から微減傾向で推移し、令和6年1月1日現在19,293人で、1,720人の減少となっており、年少人口割合も13.6%と減少傾向で推移しています。

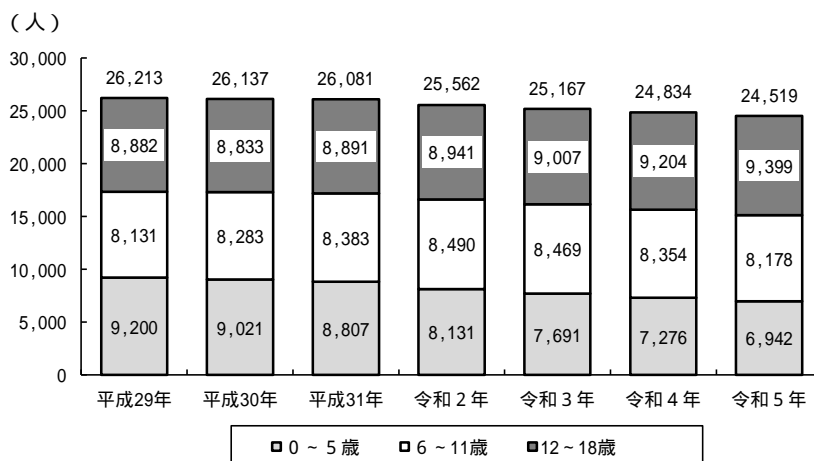
図表 1-2-1 総人口と年少人口の推移



資料：埼玉県年齢3区分人口

0歳から18歳までの人口は、減少傾向にあり、特に「0～5歳」人口の減少が顕著となっています。

図表 1-2-2 18歳までの人口の推移

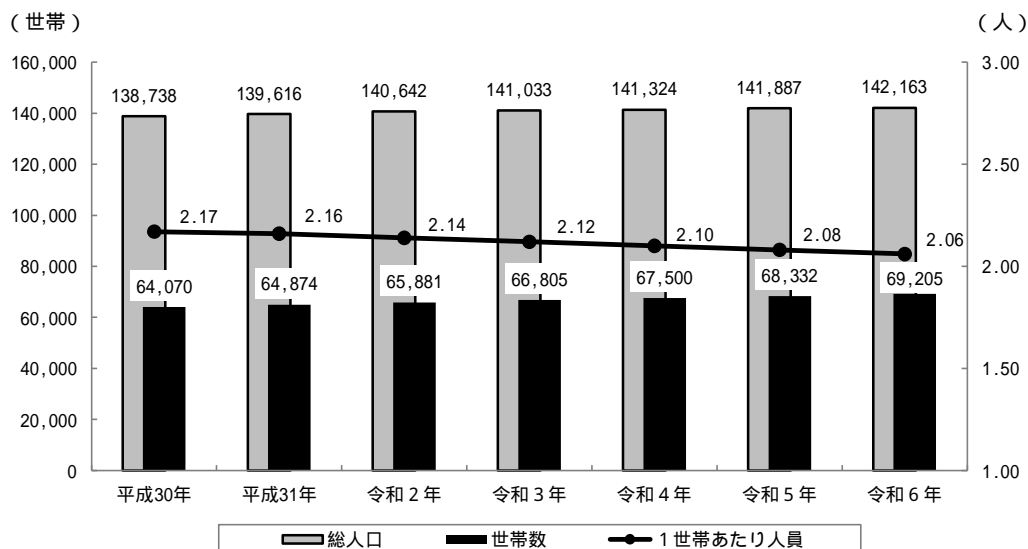


資料：統計とだ 情報政策統計課

## (2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成30年から増加傾向で推移し、令和6年1月1日現在、69,205世帯で、平成30年から5,135世帯の増加となっています。1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和6年1月1日現在の1世帯あたり人員は2.06人となっています。

図表1-2-3 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：埼玉県 第1表市区町村別・町（丁）字別世帯数及び男女別人口

## (3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、令和2年時点の核家族世帯（33,965世帯）は、総世帯数（64,182世帯）の52.9%を占め、特に「女親と子ども」世帯、「夫婦と子ども」世帯が平成17年からの増加が顕著となっています。また、単独世帯も1.5倍で最も増加率が高くなっています。

図表1-2-4 世帯の家族類型の推移（核家族世帯・単独世帯のみの抜粋）

家族類型別世帯数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
				令和2年	6歳未満世帯員のいる世帯	18歳未満世帯員のいる世帯
総数	49,059	54,149	59,243	64,182	6,319	14,693
核家族世帯	27,481	28,563	32,306	33,965	6,086	13,929
(1)夫婦のみ	8,329	8,676	9,653	10,211	-	-
(2)夫婦と子ども	15,782	16,138	18,361	18,959	5,848	12,701
(3)男親と子ども	653	696	797	809	15	143
(4)女親と子ども	2,717	3,053	3,495	3,986	223	1,085
単独世帯	18,034	21,763	22,587	26,918	-	4

資料：国勢調査結果  
（総務省統計局）

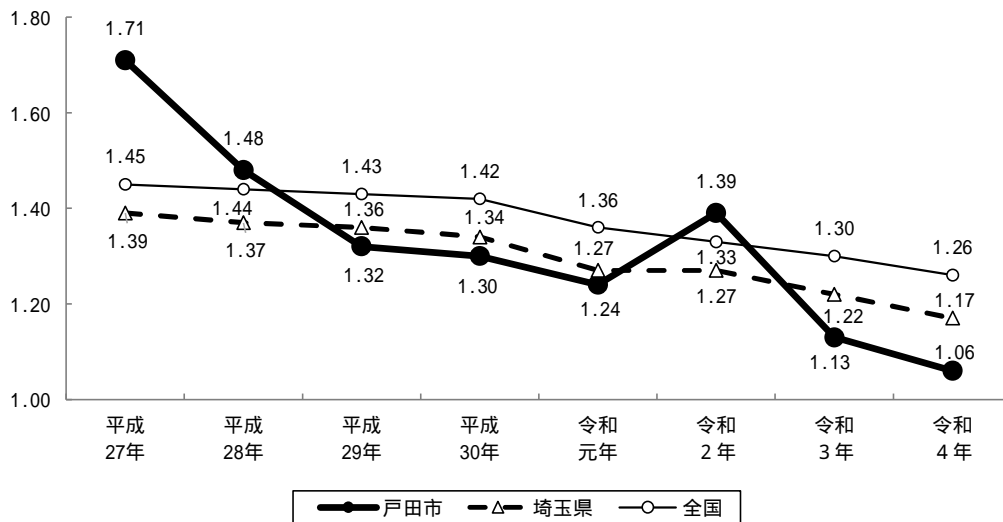


## 2 少子化の動向

### (1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、令和2年に県及び全国を上回ったものの、令和4年時点では1.06と県及び全国を下回っています。

図表1-2-5 合計特殊出生率の推移



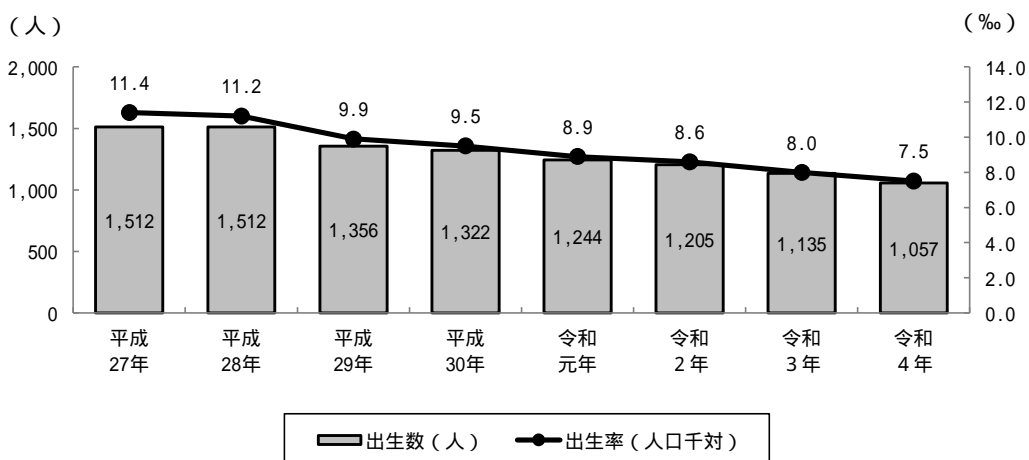
資料：埼玉県人口動態総覧

国勢調査年（平成27年・令和2年）は「日本人人口」で算出するため、総人口で算出されるその他の年に比べ、率が高くなる傾向にあります。

### (2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成29年以降減少傾向にあり、令和4年時点では1,057人と平成27年から455人の減少となっています。出生率（人口千人あたり）は7.5‰（パーミル）となっています。

図表1-2-6 出生数、出生率の推移

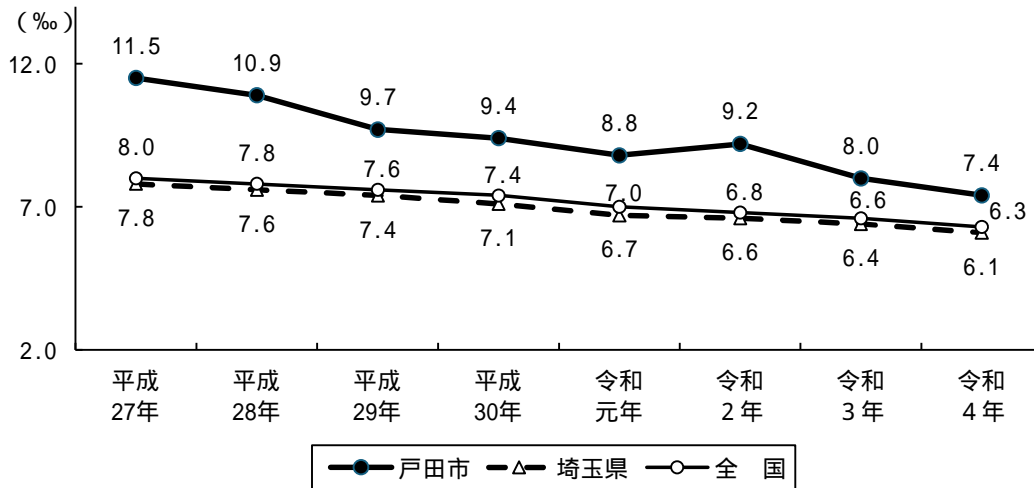


資料：埼玉県人口動態総覧

### (3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）の推移をみると、平成27年以降は減少傾向が続いているものの、県及び全国を上回っています。

図表1-2-7 出生率の推移の比較

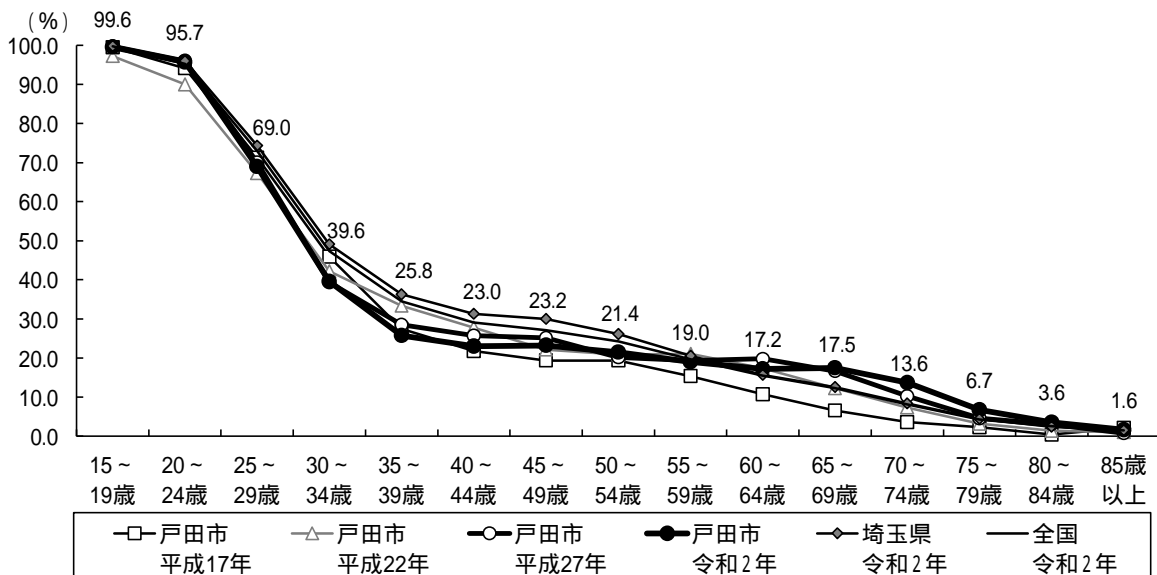


資料：埼玉県人口動態総覧

### (4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、令和2年時点の男性の未婚率は、30～34歳が39.6%、35～39歳では25.8%となっており、約3人に1人が未婚者となっていますが、県及び全国を下回っています。また推移をみると20～29歳において平成27年に比べて低くなっています。

図表1-2-8 未婚率の推移の比較（男性）

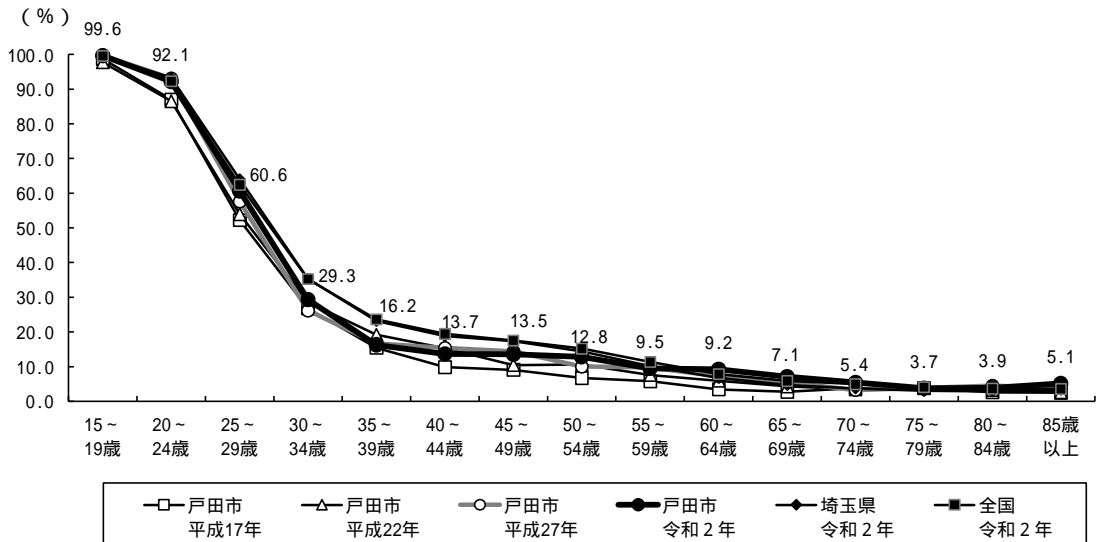


資料：国勢調査結果  
(総務省統計局)

### (5) 未婚率の推移と比較(女性)

国勢調査によると、令和2年時点の女性の未婚率は、25～29歳では60.6%、30～34歳で29.3%、35～39歳が16.2%といずれも、県及び全国を下回っています。平成17年との推移をみるとほぼ全ての年代で上昇していますが、その中でも25～29歳の未婚率が8.4ポイント上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表1-2-9 未婚率の推移の比較(女性)

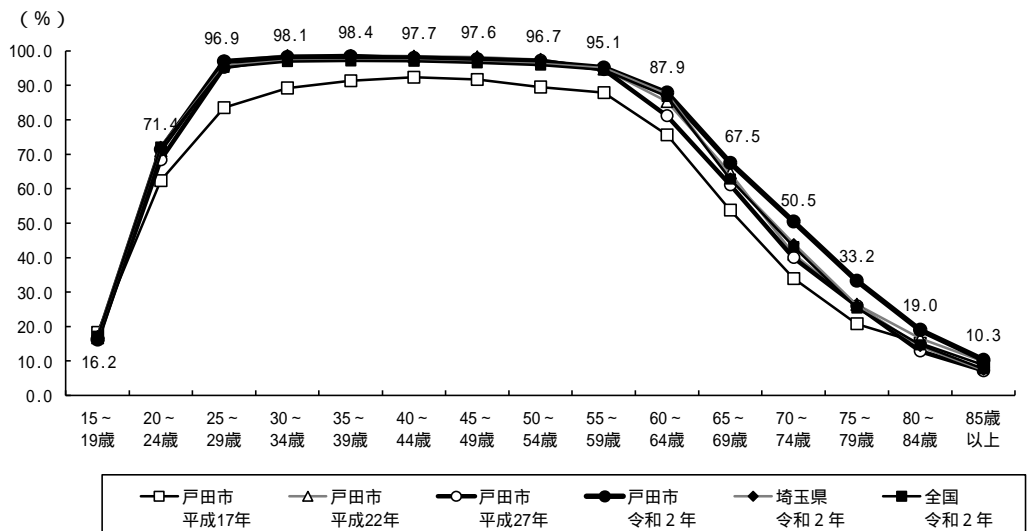


資料：国勢調査結果  
(総務省統計局)

### (6) 年齢別労働力率の推移と比較(男性)

国勢調査によると、令和2年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で97～98%台を維持しており、県及び全国を上回っております。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表1-2-10 年齢別労働力率の推移と比較(男性)

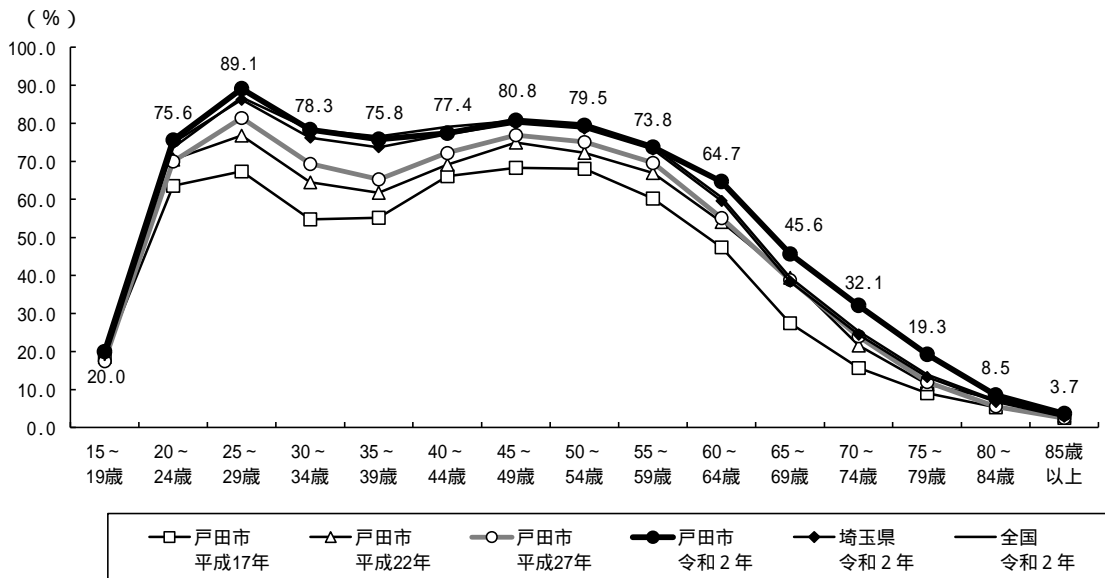


資料：国勢調査結果  
(総務省統計局)

### (7) 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

国勢調査によると、令和2年時点の女性の労働力率は、30歳～44歳で県を上回っているものの、全国を下回っています。平成27年と比較すると30～39歳及び60～64歳で高くなっています。特に45歳以上では県、全国をほぼ上回っています。全体的に女性の労働力率は上昇しており、M字からほぼ脱却できる傾向を示しています。

図表1-2-11 年齢別労働力率の推移と比較



資料：国勢調査結果  
(総務省統計局)

### (8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、全年齢層で減少傾向にありますが、40～44歳ではほぼ横ばいとなっており、依然として晩産化傾向にあります。

図表1-2-12 母の年齢別出生数の推移

単位：人

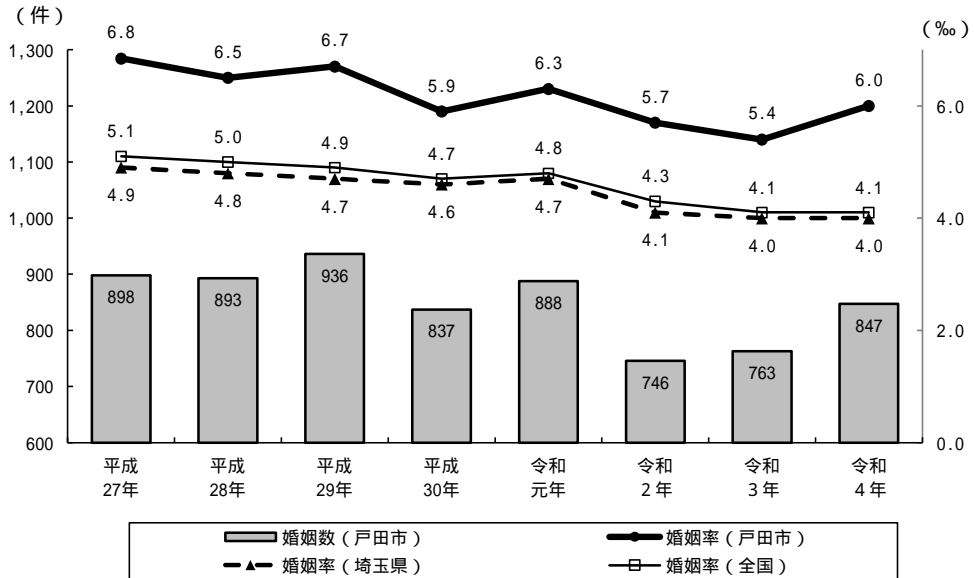
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	1,512	1,512	1,356	1,322	1,244	1,205	1,135	1,057
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	8	10	7	7	3	9	5	2
20～24歳	96	93	90	95	75	66	54	59
25～29歳	388	358	340	346	306	262	327	309
30～34歳	588	598	509	481	478	505	407	380
35～39歳	356	360	333	307	313	290	266	242
40～44歳	74	90	75	81	65	70	76	65
45～49歳	2	3	2	5	4	3	-	-

資料：埼玉県人口動態総覧

### (9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻率（人口千人あたり）は全国や埼玉県より高いものの低下傾向にあり、令和4年は6.0‰（パーミル）となっています。また、婚姻数は847件となっています。

図表 1 - 2 - 13 婚姻数、婚姻率の推移

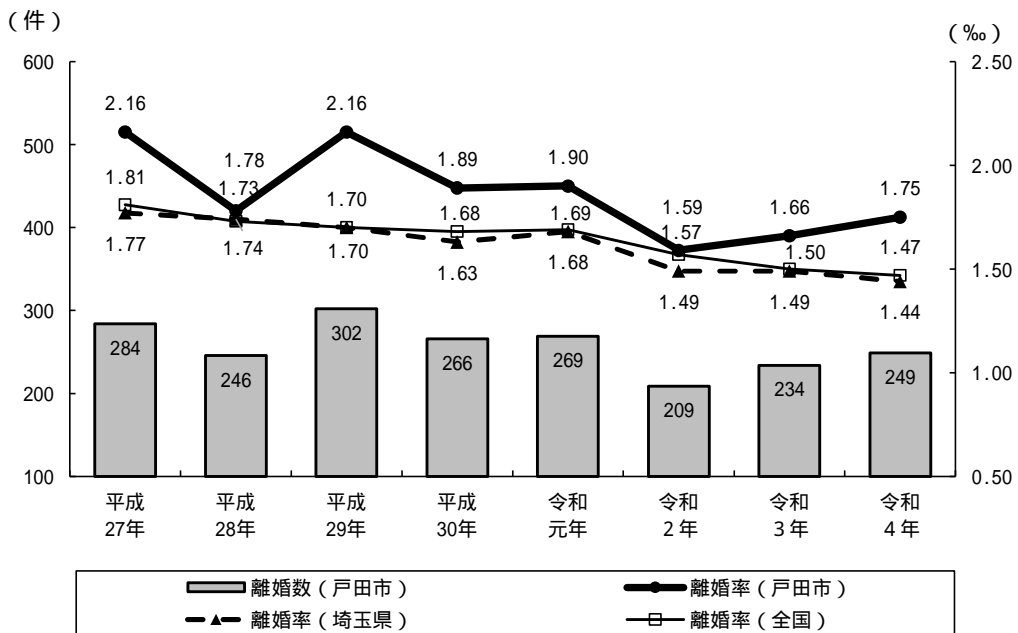


資料：埼玉県人口動態総覧

### (10) 離婚数、離婚率の推移

離婚率（人口千人あたり）は全国や埼玉県より高いものの低下傾向にあり、令和4年は1.75‰（パーミル）となっています。また、離婚数は249件となっています。

図表 1 - 2 - 14 離婚数、離婚率の推移



資料：埼玉県人口動態総覧

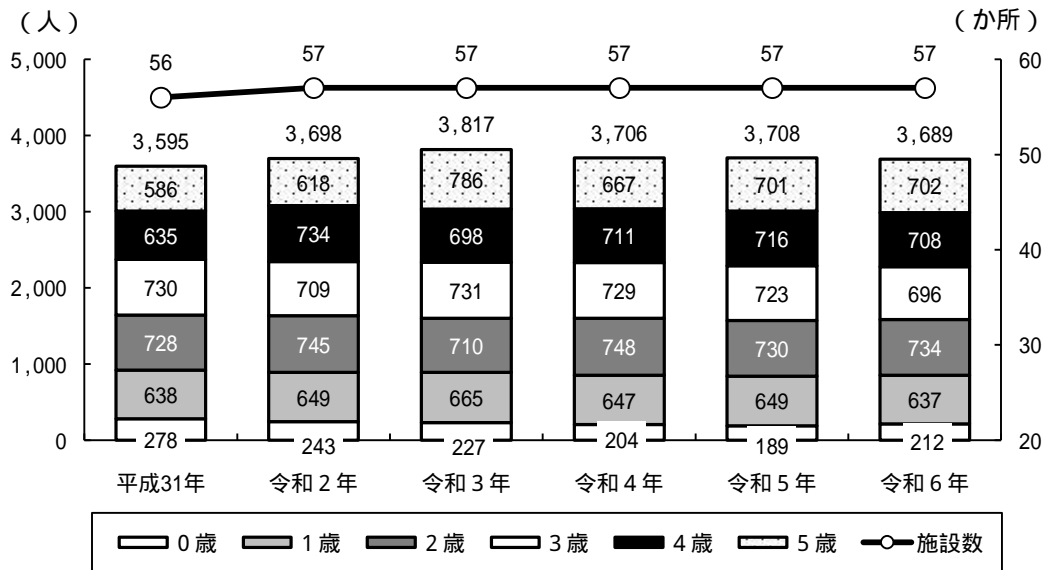
### 3 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所入所児童数の推移をみると、施設数、児童数とも横ばいとなっています。なお、保育所待機児童数は令和4年以降0となっています。

また、本市の私立幼稚園の入園児童数は、減少傾向となっています。

#### (1) 保育所入所児童数

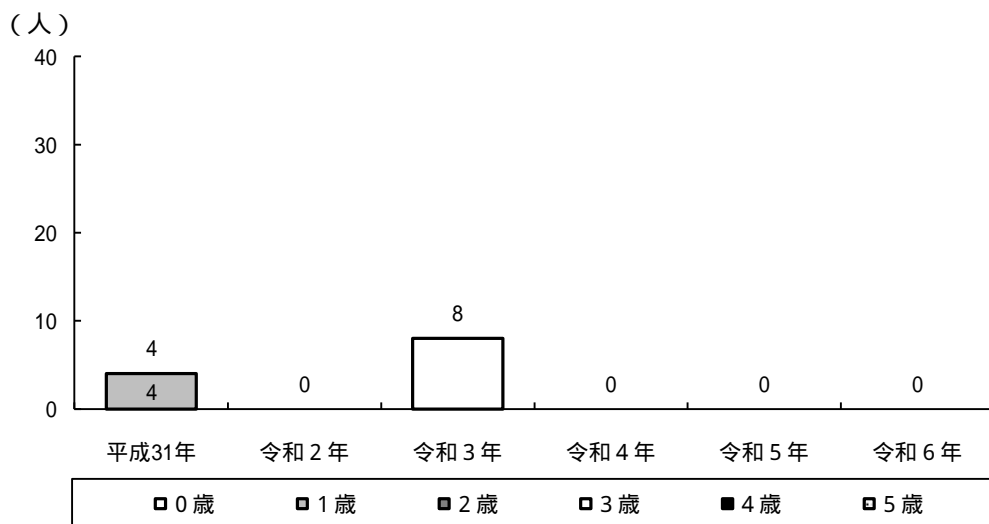
図表 1 - 2 - 15 保育所入所児童数



資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

#### (2) 保育所待機児童数

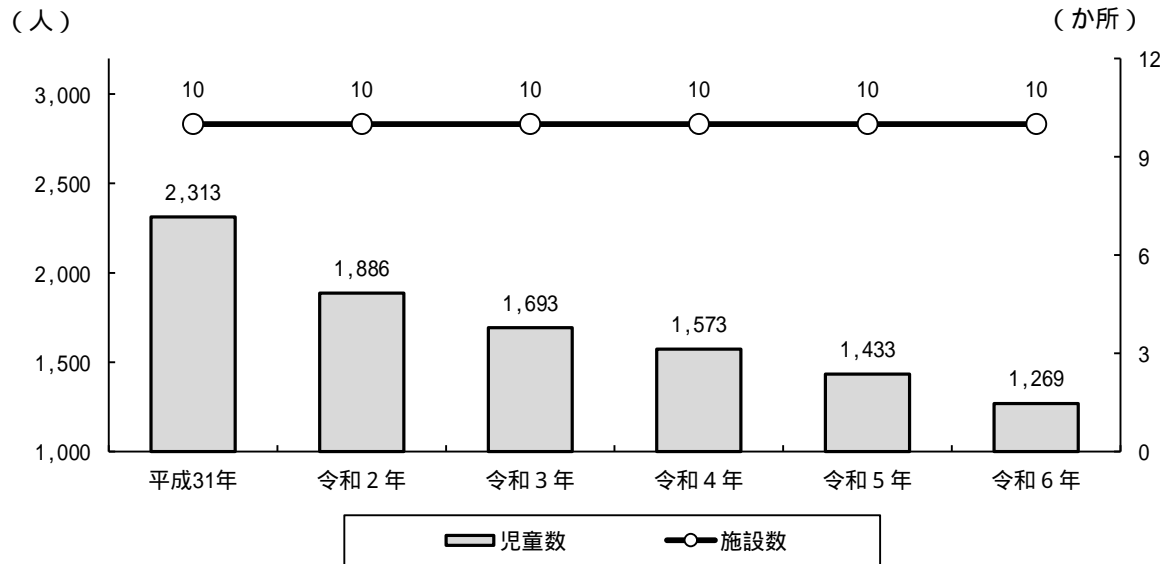
図表 1 - 2 - 16 保育所待機児童数



資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

### (3) 私立幼稚園の入園児童数

図表 1 - 2 - 17 私立幼稚園の入園児童数



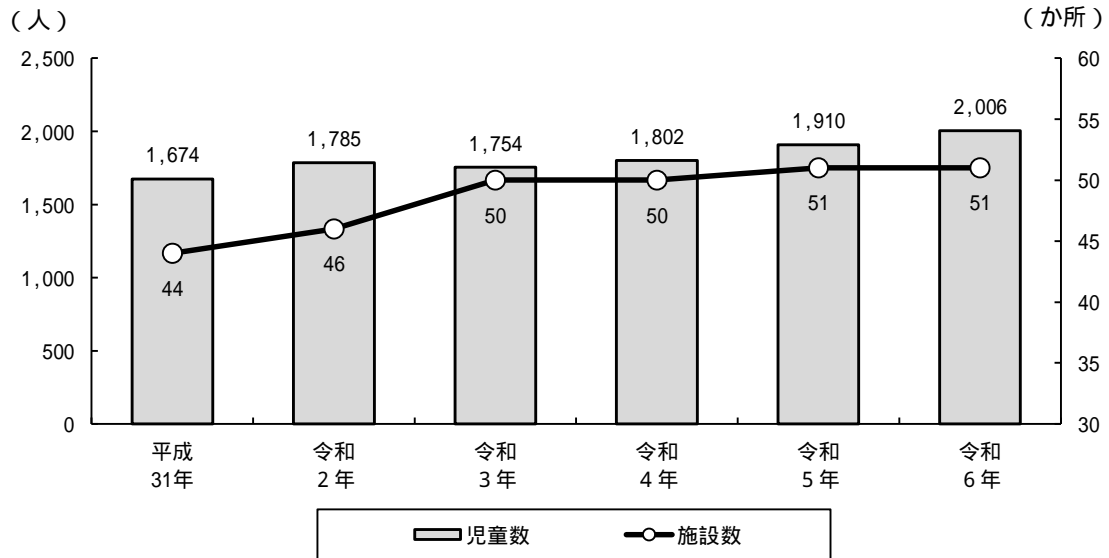
資料：保育幼稚園課（各年5月1日現在）

本市の学童保育室入室児童数の推移をみると、施設数、児童数ともに約 1.2 倍となっています。

なお、学童保育室待機児童数は、令和 6 年 4 月 1 日現在、6 人となっています。

#### ( 4 ) 学童保育室入室児童数

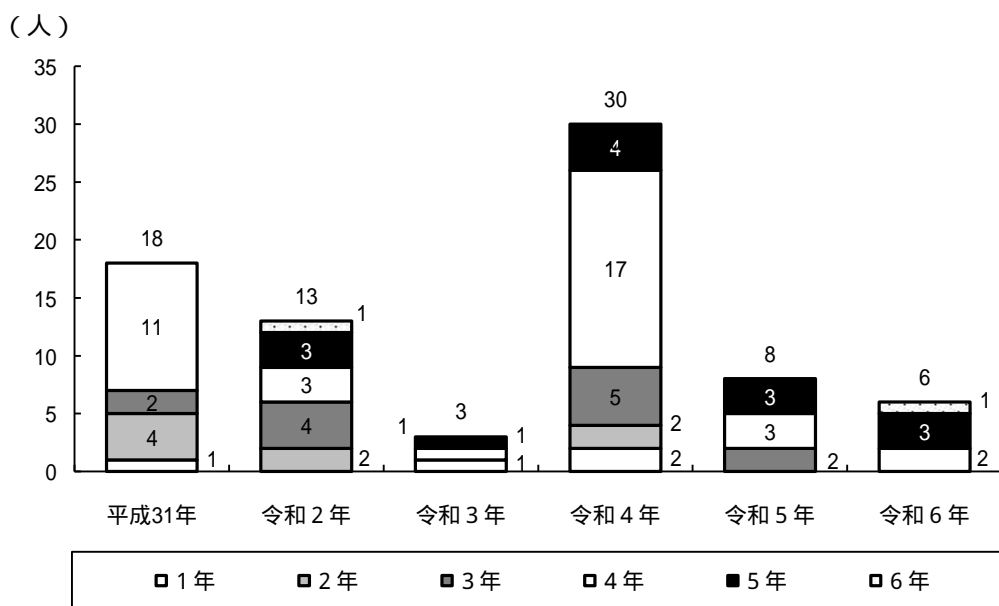
図表 1 - 2 - 18 学童保育室入室児童数



資料：児童青少年課（各年 4 月 1 日現在）

#### ( 5 ) 学童保育室待機児童数

図表 1 - 2 - 19 学童保育室待機児童数



資料：児童青少年課（各年 4 月 1 日現在）



## 4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(就学前児童・小学生保護者向け) 結果の概要

### 目的

子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度に策定された第一期および令和 2 年度を始期とする第二期に続き、令和 7 年度からは「戸田市こども計画(仮称)」を改めて策定します。新計画の策定にあたり、これまでの「戸田市子ども・子育て支援事業計画」の評価、現状や課題の整理を行うとともに、子ども・子育て支援施策の目標値や内容、提供体制を明確にすることを目的として調査を実施しました。

### 調査時期と調査方法

調査時期 令和 5 年 12 月 7 日～令和 6 年 1 月 5 日

調査方法 郵送配布・郵送回収

住民基本台帳から、市内在住の就学前児童および小学生・中学生・高校生を年齢別・地域別に無作為抽出

### 配布数及び回収数

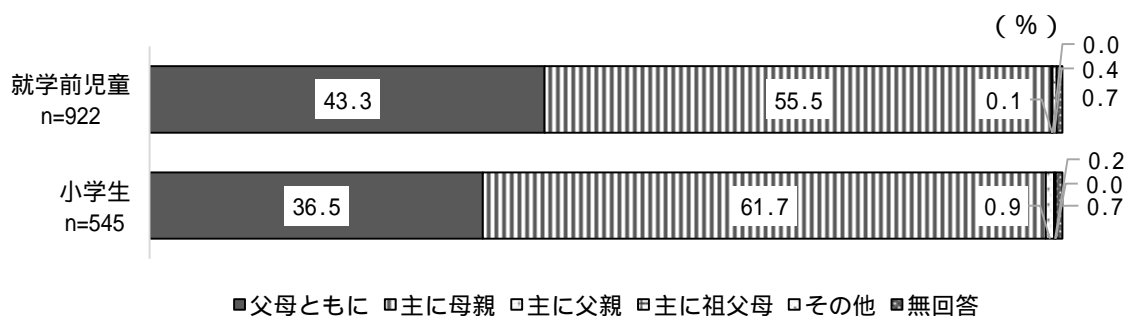
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,000 件	922 件	46.1%
小学生の保護者	1,000 件	545 件	54.5%

( 1 ) 宛名のお子さんご家族の状況について

宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。

子育てを主に行っている人について、就学前児童保護者では「主に母親」が 55.5% に対し「父母ともに」が 43.3% となっています

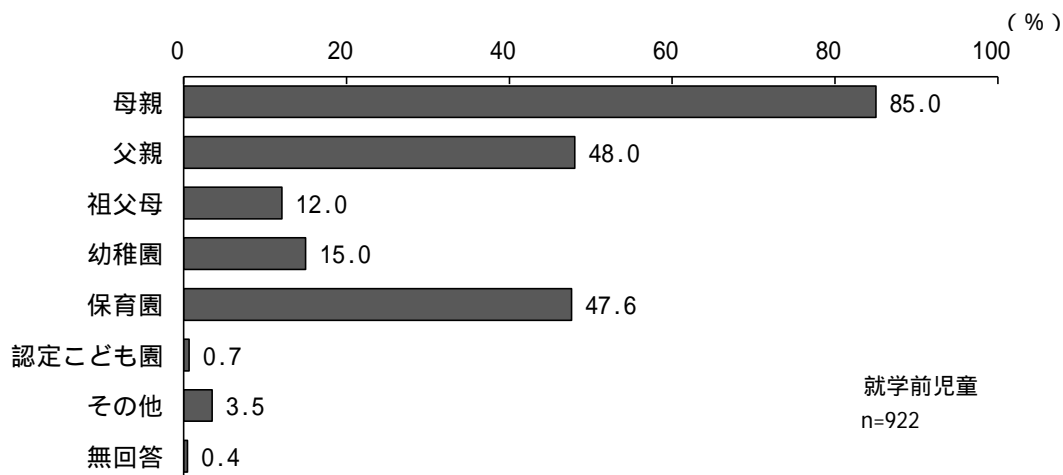
小学生保護者では「主に母親」が 61.7% に対し「父母ともに」が 36.5% となっています。



( 2 ) 子どもの育ちをめぐる環境について

宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。宛名のお子さんから見た関係でお答えください。（就学前児童保護者のみ）

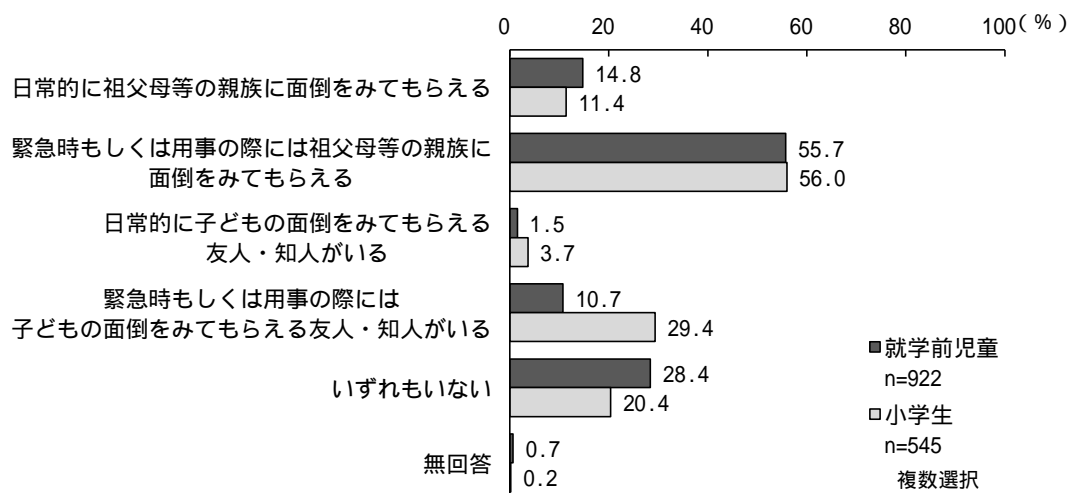
子育てに日常的に関わっている人について、「母親」が 85.0% と最も多く、次いで、「父親」が 48.0%、「保育園」が 47.6% となっています。



日頃、宛名のお子さんの面倒を見てもらえる親族・知人はいますか。

日頃こどもの面倒を見てもらえる親族・知人はいるかについて、就学前児童保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」が55.7%と最も多く、次いで「いずれもない」が28.4%、「日常的に祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」が14.8%となっています。

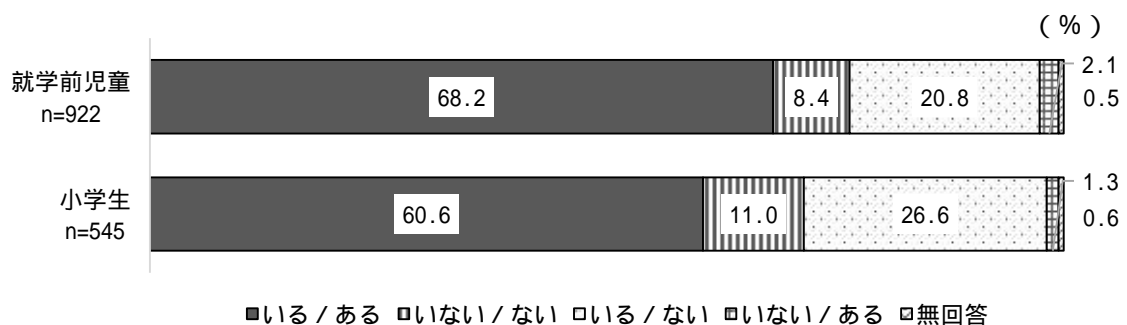
小学生保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に面倒をみてもらえる」が56.0%と最も多く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には子どもの面倒を見てもらえる友人・知人がいる」が29.4%、「いずれもない」が20.4%となっています。



宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。

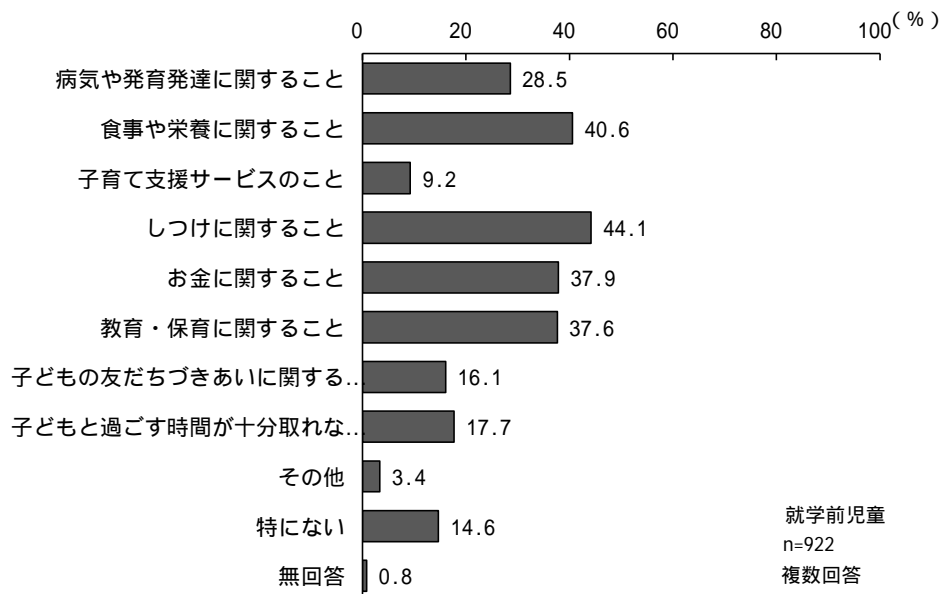
子育てをするうえで、気軽に相談できる人や場所はあるかについて、就学前児童保護者では、「いる/ある」が68.2%と最も多く、次いで、「いる/ない」が20.8%、「いない/ない」が8.4%となっています。

小学生保護者では、「いる/ある」が60.6%と最も多く、次いで、「いる/ない」が26.6%、「いない/ない」が11.0%となっています。



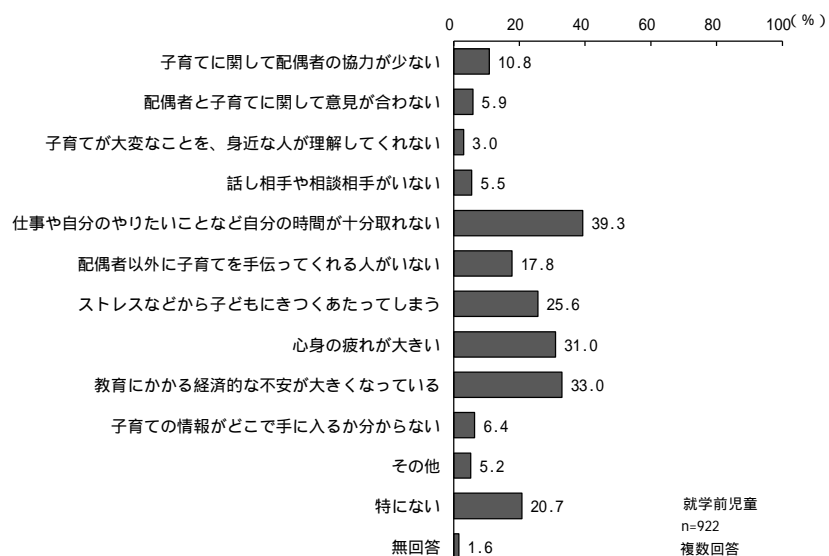
お子さんのことで日常的に悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。(就学前児童保護者のみ)

こどものことで日常的に悩んでいること、気になることについては、「しつけに関すること」が44.1%と最も多く、次いで、「食事や栄養に関すること」が40.6%、「お金に関すること」が37.9%となっています。



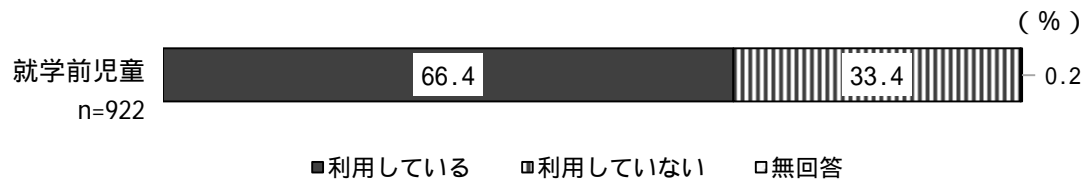
自身の子育てに関して、日常的に悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。(就学前児童保護者のみ)

子育てに関して、日常的に悩んでいること、気になることについては、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れない」が39.3%と最も多く、次いで、「教育にかかる経済的な不安が大きくなっている」が33.0%、「心身の疲れが大きい」が31.0%となっています。



現在、宛名のお子さんは幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。(就学前児童保護者のみ)

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用しているかについては、「利用している」が66.4%に対し、「利用していない」が33.4%となっています。

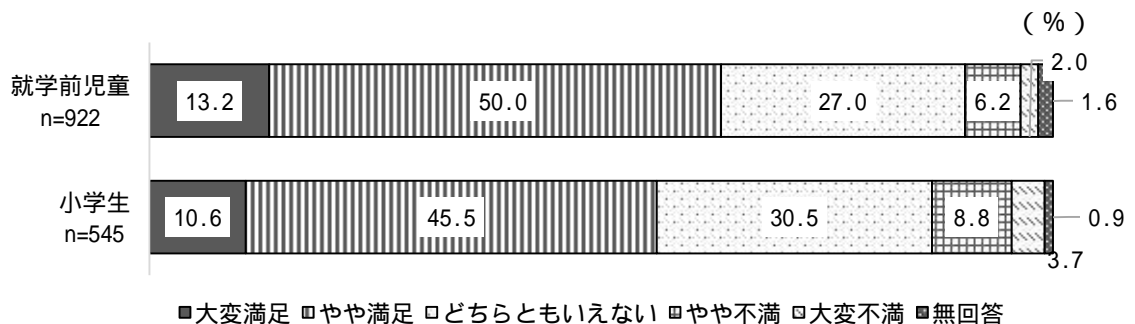


### (3) 戸田市の子育て支援について

戸田市ではさまざまな子育て支援を行っていますが、どのくらい満足していますか。

戸田市の子育て支援についての満足度は、就学前児童保護者では、「やや満足」が50.0%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が27.0%、「大変満足」が13.2%となっています。

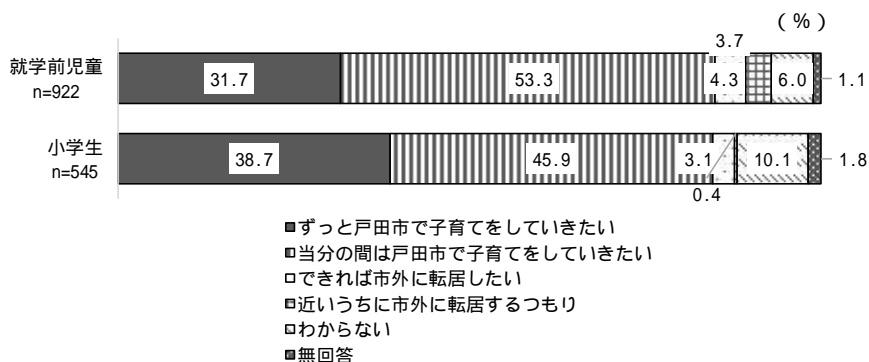
小学生保護者では、「やや満足」が45.5%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が30.5%、「大変満足」が10.6%となっています。



あなたは、今後も戸田市で子育てをしていきたいと思いませんか。

今後も戸田市で子育てをしていきたいと思うかについて、就学前児童保護者では、「当分の間は戸田市で子育てをしていきたい」が 53.3%と最も多く、次いで、「ずっと戸田市で子育てをしていきたい」が 31.7%、「わからない」が 6.0%となっています。

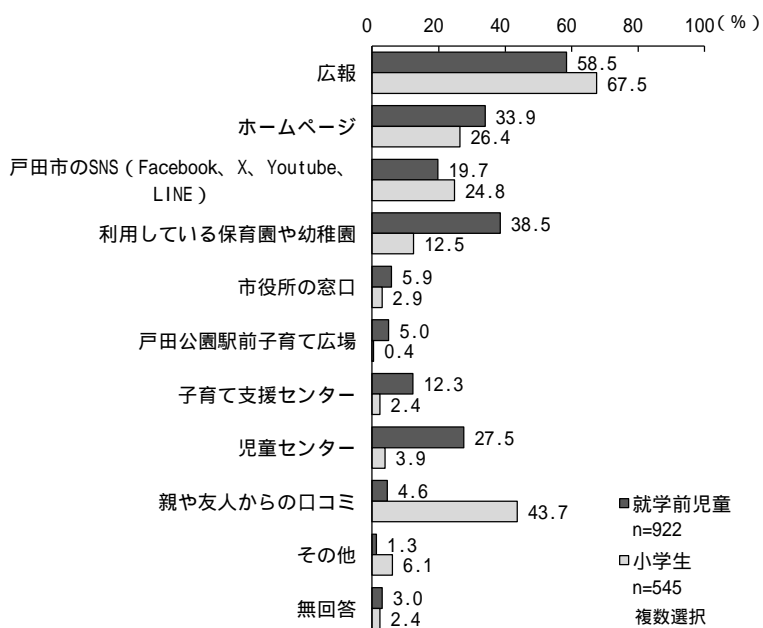
小学生保護者では、「当分の間は戸田市で子育てをしていきたい」が 45.9%と最も多く、次いで、「ずっと戸田市で子育てをしていきたい」が 38.7%、「わからない」が 10.1%となっています。



戸田市の子育てに関する情報をどのように入手していますか。

戸田市の子育てに関する情報の入手経路について、就学前児童保護者では、「広報」が 58.5%と最も多く、次いで、「利用している保育園や幼稚園」が 38.5%、「ホームページ」が 33.9%となっています。

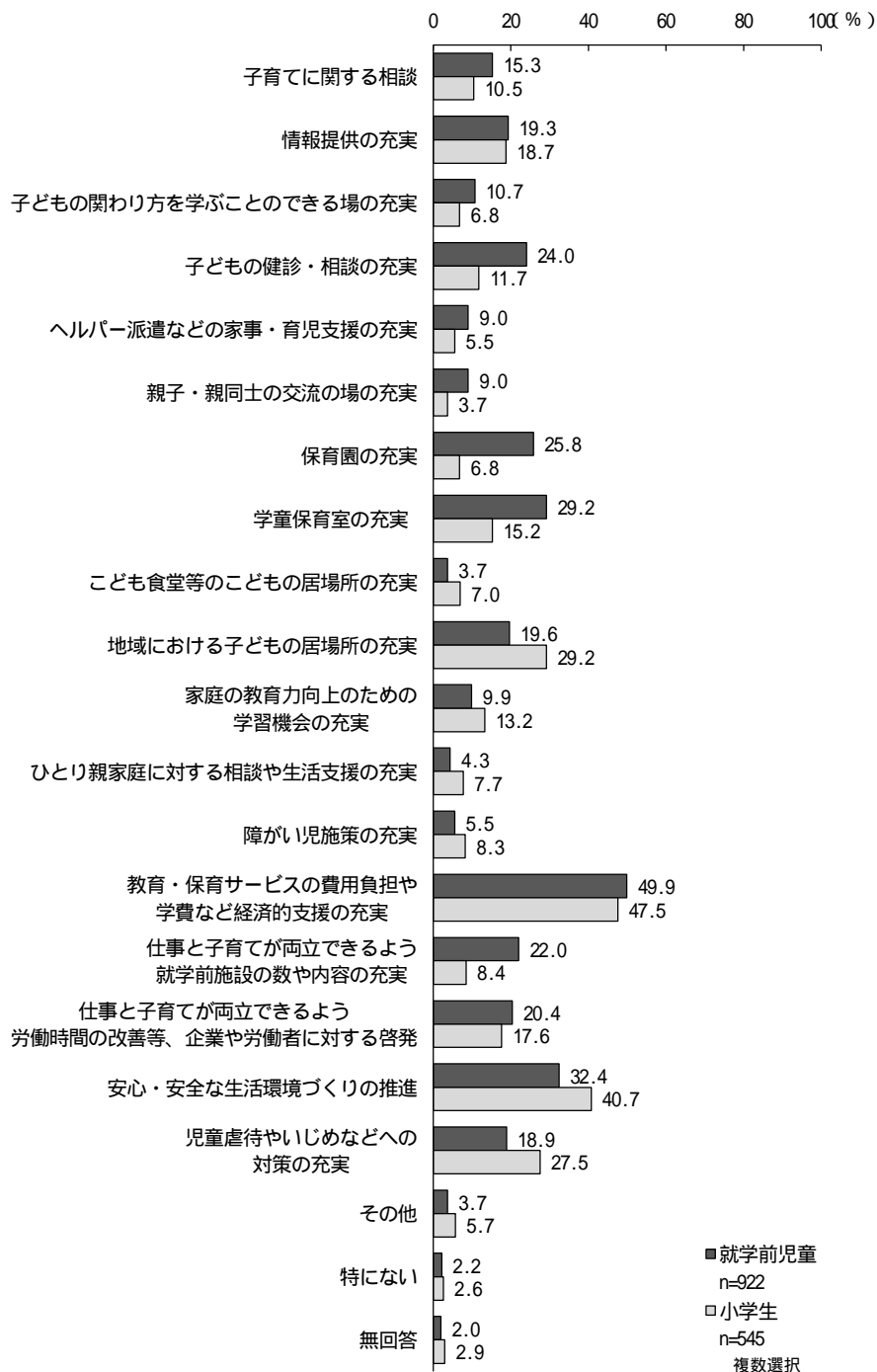
小学生保護者では、「広報」が 67.5%と最も多く、次いで、「親や友人からの口コミ」が 43.7%、「ホームページ」が 26.4%となっています。



市の子育て支援施策に期待すること・重要なことは何ですか。

市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、就学前児童保護者では、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が49.9%と最も多く、次いで、「安心・安全な生活環境づくりの推進」が32.4%、「学童保育室の充実」が29.2%となっています。

小学生保護者では、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」が47.5%と最も多く、次いで、「安心・安全な生活環境づくりの推進」が40.7%、「地域における子どもの居場所の充実」が29.2%となっています。



## 5 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」(児童・生徒向け)

### 結果の概要

#### 目的

新計画の策定にあたり、市内の児童・生徒が学校や家庭の中で抱えている不安や困りごとを把握し、子どもや子育て家庭の支援にむけた施策に活かすため「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### 調査時期と調査方法

調査時期 令和5年12月7日～令和6年1月5日

調査方法 郵送配布・郵送回収

住民基本台帳から、市内在住の小学生・中学生・高校生を年齢別・地域別に無作為抽出

#### 配布数及び回収数

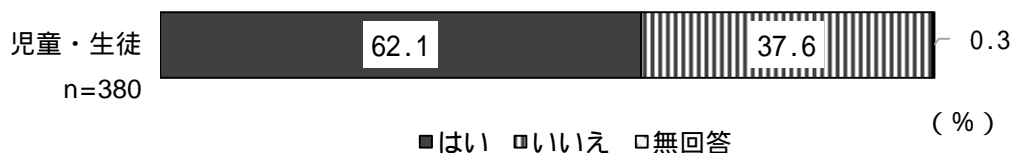
	配布数	回収数	回収率
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	1,000 件	380 件	38.0%



(1) ふだんの生活について

あなたは放課後や休日に習い事や塾に通っていますか。

放課後や休日に習い事や塾に通っているかについては、「はい」が62.1%に対し「いいえ」が37.6%となっています。



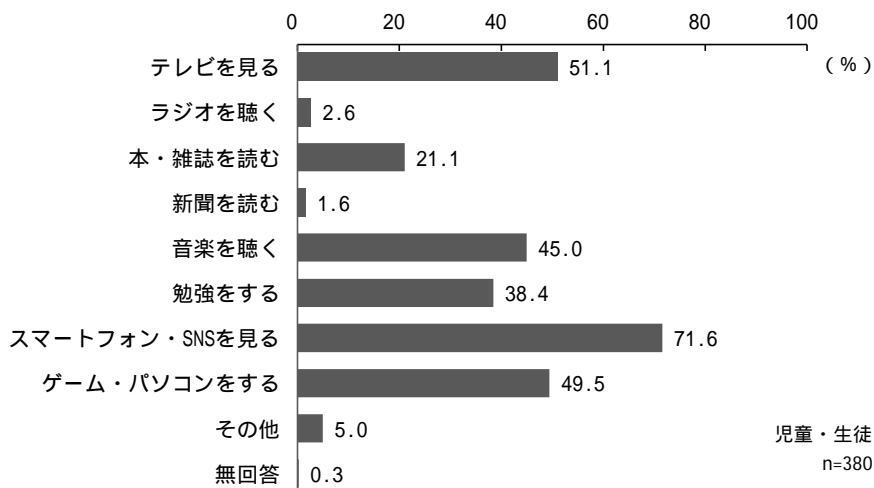
あなたはいくつの習い事や塾に通っていますか。

いくつの習い事や塾に通っているかについては、「1つ」が55.5%と最も多く、次いで、「2つ」が25.8%、「3つ以上」が18.6%となっています。



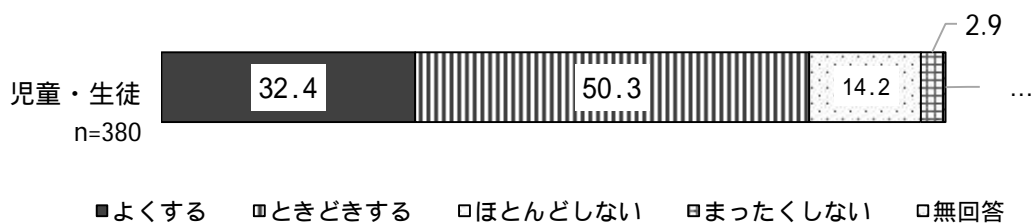
あなたが自宅でよくすることは何ですか。

自宅でよくすることについては、「スマートフォン・SNSを見る」が71.6%と最も多く、次いで、「テレビを見る」が51.1%、「ゲーム・パソコンをする」が49.5%となっています。



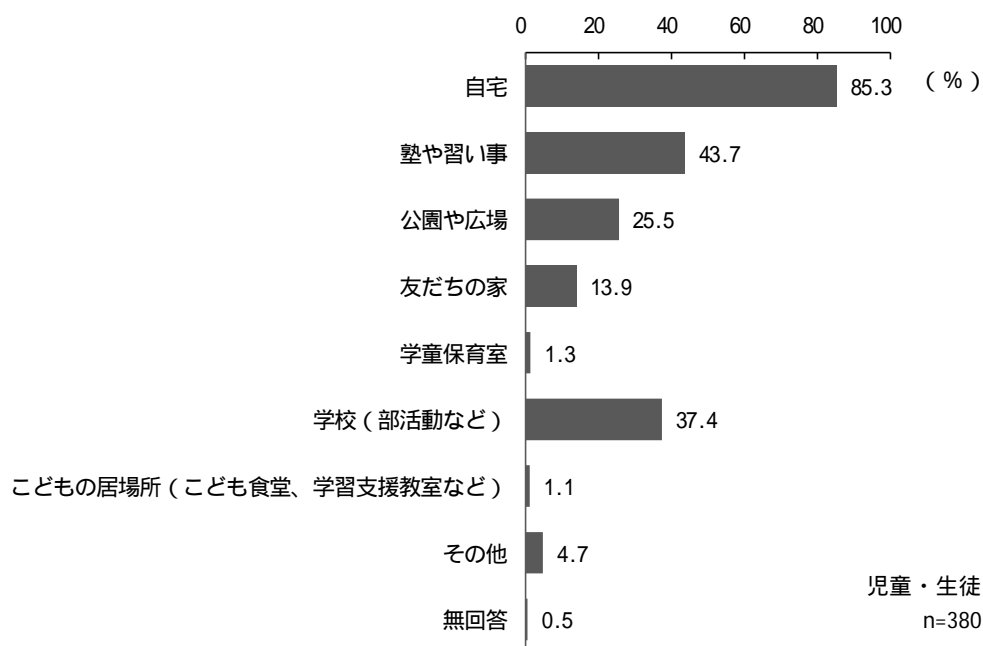
あなたは放課後や休日にどのくらい外出しますか。

放課後や休日にどのくらい外出するかについては、「ときどきする」が50.3%と最も多く、次いで、「よくする」が32.4%、「ほとんどしない」が14.2%となっています。



放課後はどこで過ごしていますか。

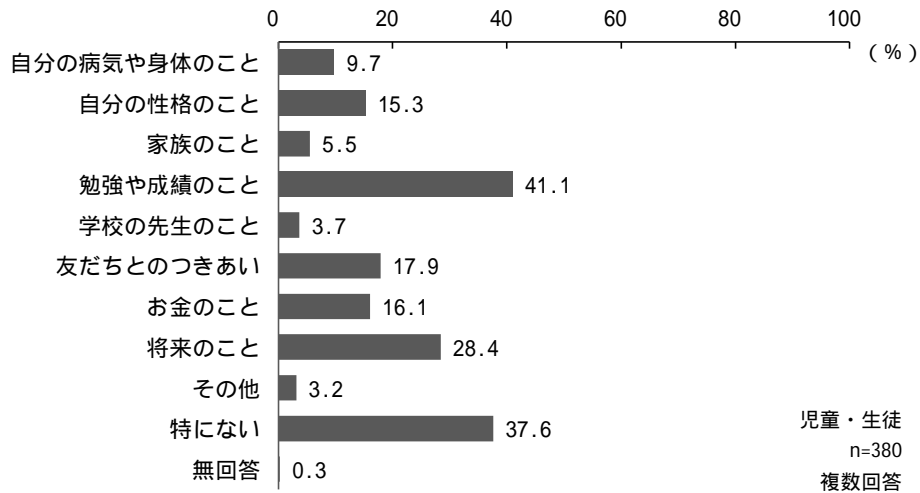
放課後はどこで過ごしているかについては、「自宅」が85.3%と最も多く、次いで、「塾や習い事」が43.7%、「学校（部活動など）」が37.4%となっています。



(2) 考えや悩んでいること、困っていることについて

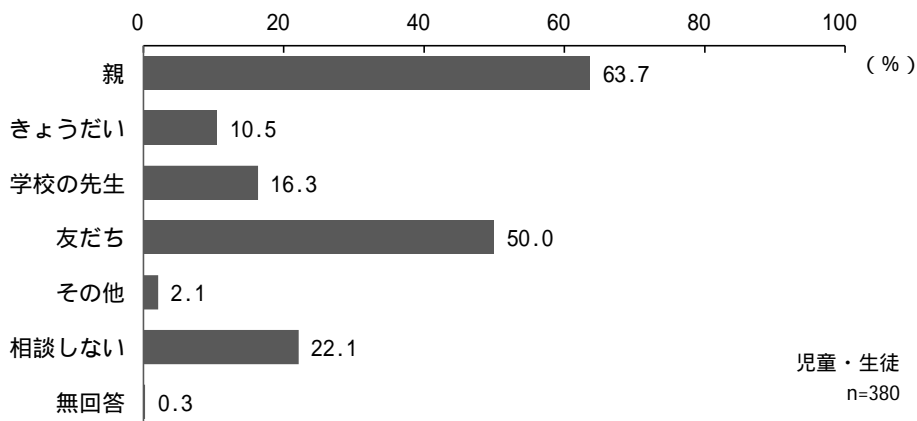
あなたが現在、悩んでいることや困っていることはありますか。

現在、悩んでいることや困っていることについては、「勉強や成績のこと」が41.1%と最も多く、次いで、「特にない」が37.6%、「将来のこと」が28.4%となっています。



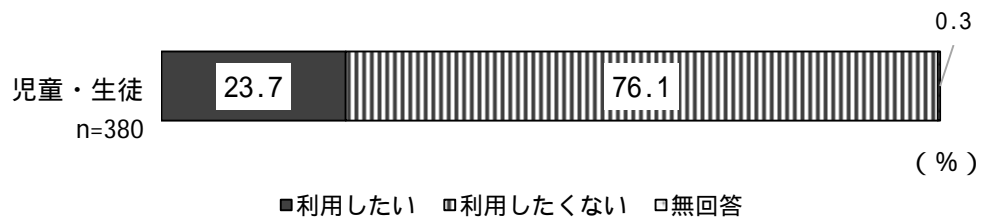
あなたは悩みごとや困りごとがあったとき、誰に相談しますか。

悩みごとや困りごとがあったとき、誰に相談するかについては、「親」が63.7%と最も多く、次いで、「友だち」が50.0%、「相談しない」が22.1%となっています。



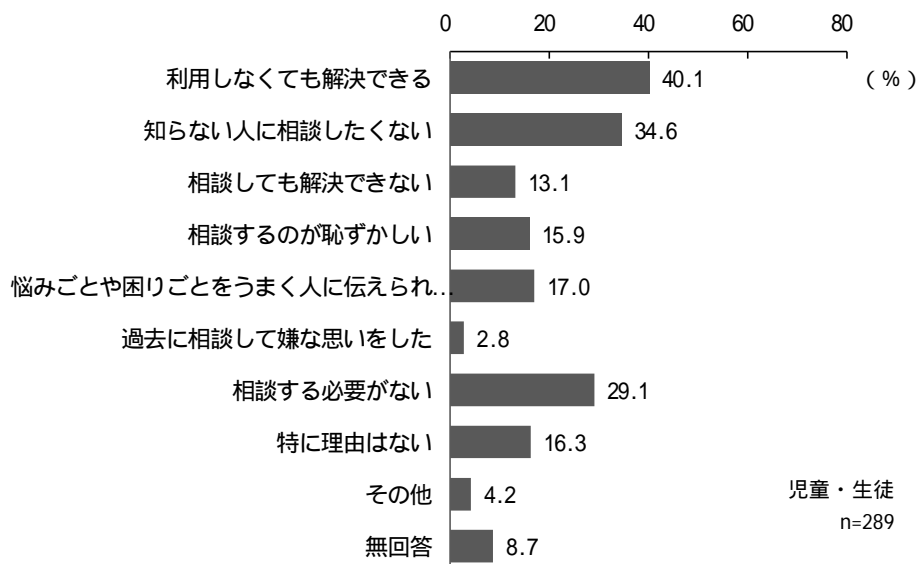
あなたは悩みごとや困りごとについて、気軽に相談できる場所があれば利用したいと思いますか。

悩みごとや困りごとについて、気軽に相談できる場所があれば利用したいと思うかについては、「利用したくない」が76.1%に対し、「利用したい」が23.7%となっています。



あなたが利用したくない理由は何ですか。( で「利用したくない」と答えた方のみ回答)

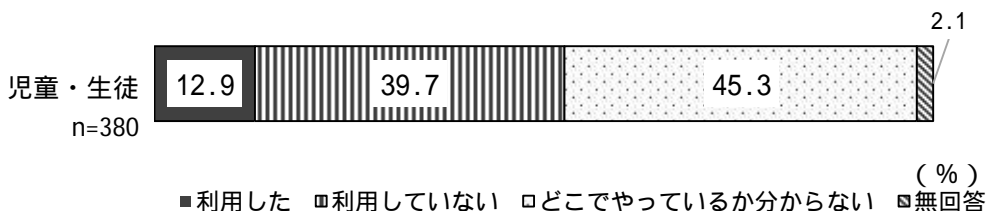
利用したくない理由については、「利用しなくても解決できる」が40.1%と最も多く、次いで、「知らない人に相談したくない」が34.6%、「相談する必要がある」が29.1%となっています。



(3) こどもの居場所について

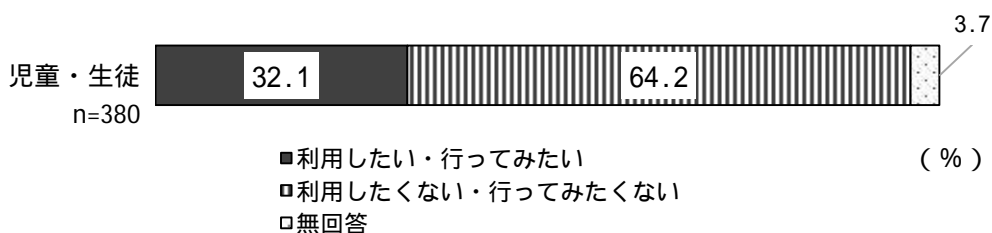
戸田市内で実施しているこどもの居場所を利用または行ったことはありますか。

戸田市内で実施しているこどもの居場所を利用または行ったことはあるかについては、「どこでやっているか分からない」が45.3%と最も多く、次いで、「利用していない」が39.7%、「利用した」が12.9%となっています。



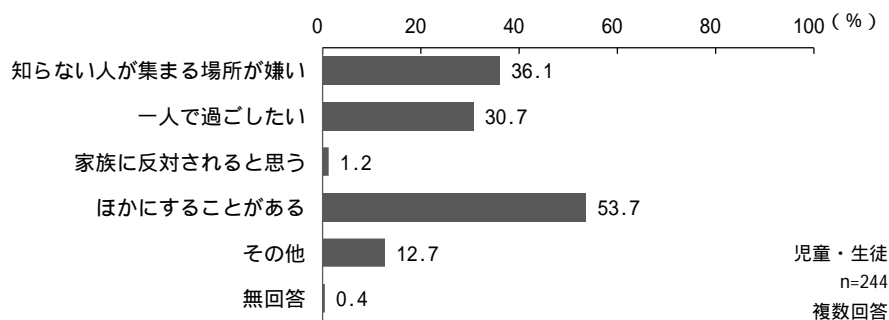
戸田市内で実施しているこどもの居場所を利用または行ってみたいですか。

戸田市内で実施しているこどもの居場所を利用または行ってみたいかについては、「利用したくない・行ってみたくない」が64.2%に対し、「利用したい・行ってみたい」が32.1%となっています。



利用したくないまたは行ってみたくない理由を教えてください。

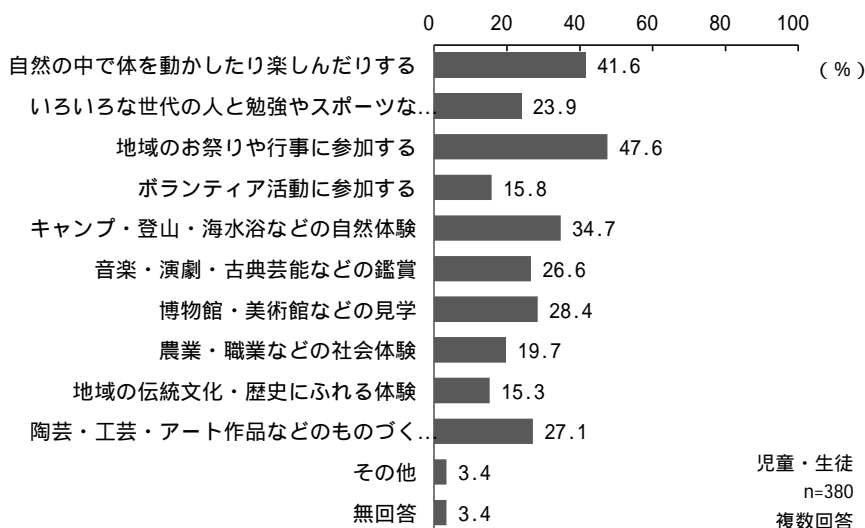
利用したくないまたは行ってみたくない理由については、「ほかにすることがある」が53.7%と最も多く、次いで、「知らない人が集まる場所が嫌い」が36.1%、「一人で過ごしたい」が30.7%となっています。



(4) あなたが住んでいる地域について

あなたは学校の授業や行事以外で、どのような体験活動をしてみたいと思いますか。

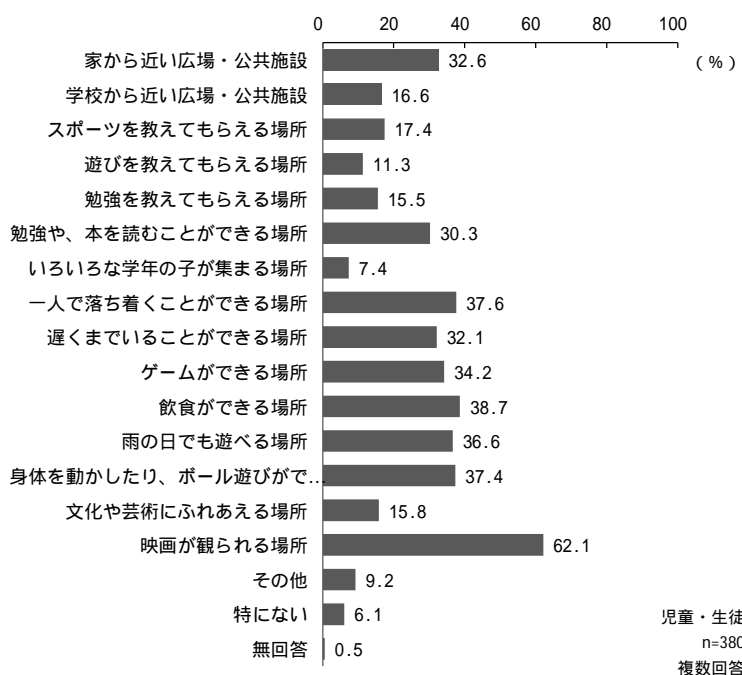
学校の授業や行事以外で、どのような体験活動をしてみたいかについては、「地域のお祭りや行事に参加する」が47.6%と最も多く、次いで、「自然の中で体を動かしたり楽しんだりする」が41.6%、「キャンプ・登山・海水浴などの自然体験」が34.7%となっています。



(5) 戸田市について

戸田市にあったらいいなと思うものやこれから力を入れてもらいたいことはありますか。

戸田市にあればいいと思うものや力を入れてもらいたいことについては、「映画が観られる場所」が62.1%と最も多く、次いで、「飲食ができる場所」が38.7%、「一人で落ち着くことができる場所」が37.6%となっています。



戸田市の以下の施設・遊び場についてどのくらい利用しますか。

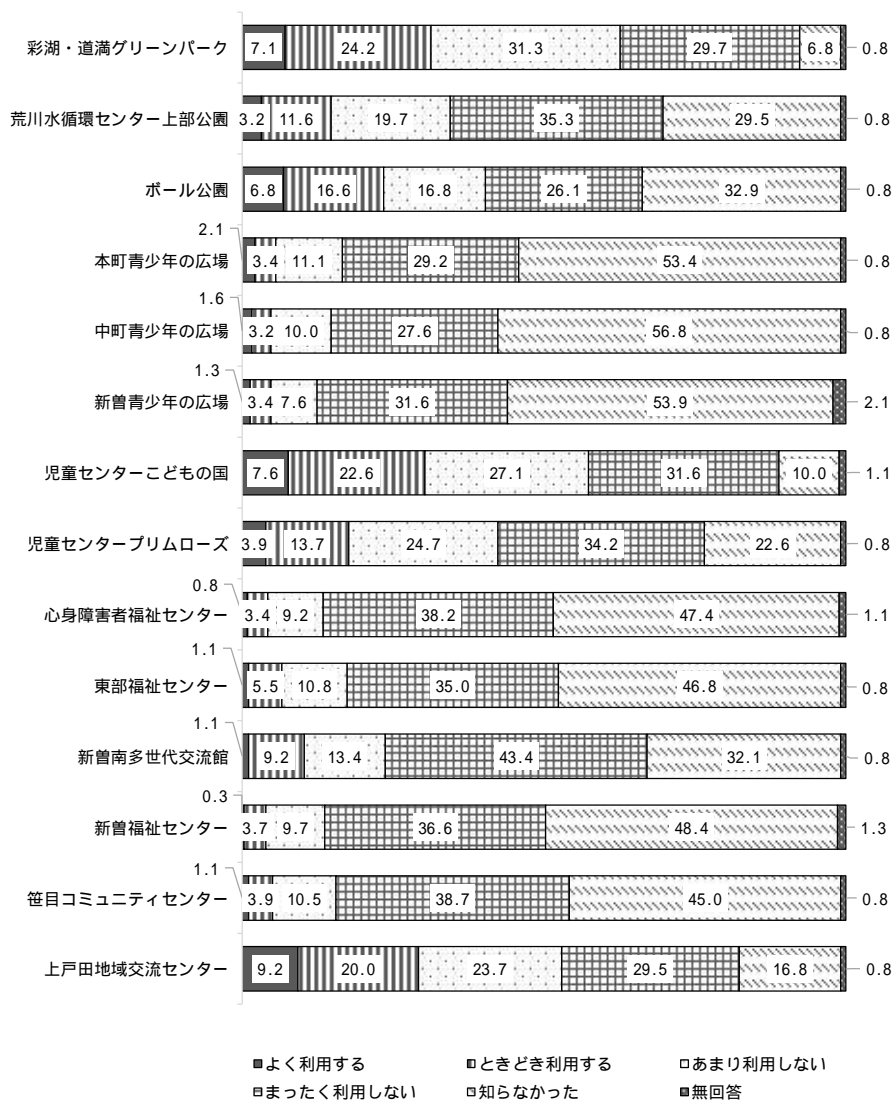
戸田市の施設・遊び場についてどのくらい利用するかについて、「よく利用する」では、『上戸田地域交流センター(あいパル)』が9.2%と最も多く、次いで、『児童センターこどもの国』が7.6%、『彩湖・道満グリーンパーク』が7.1%となっています。

「ときどき利用する」では、『彩湖・道満グリーンパーク』が24.2%と最も多く、次いで、『児童センターこどもの国』が22.6%、『上戸田地域交流センター(あいパル)』が20.0%となっています。

「あまり利用しない」では、『彩湖・道満グリーンパーク』が31.3%と最も多く、次いで、『児童センターこどもの国』が27.1%、『児童センタープリムローズ』が24.7%となっています。

「まったく利用しない」では、『新曽南多世代交流館(さくらパル)』が43.4%と最も多く、次いで、『笹目コミュニティセンター(コンパル)』が38.7%、『心身障害者福祉センター』が38.2%となっています。

『知らなかった』では、『中町青少年の広場』が56.8%と最も多く、次いで、『新曽青少年の広場』が53.9%、『本町青少年の広場』が53.4%となっています。



児童・生徒  
n=380

## 6 「子どもの実態把握調査」結果の概要

### 目的

戸田市の子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について現状を正確に把握し、その家庭等が抱えている問題について顕在化させるため、また、これらの調査結果・分析を基に、子どもの貧困対策に係る基礎資料とし、現在、実施している事業も含め、今後進めていくべき施策の明確化を行うために実施しました。

### 調査対象者

調査種別	項目	内容
小学5年生児童	対象者数	市内の公立小学校に通う小学5年生全員
	抽出方法	悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月
小学5年生保護者	対象者数	市内の公立小学校に通う小学5年生全員の保護者
	抽出方法	悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月
中学2年生生徒	対象者数	市内の公立中学校に通う中学2年生全員
	抽出方法	悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月
中学2年生保護者	対象者数	市内の公立中学校に通う中学2年生全員の保護者
	抽出方法	悉皆調査
	調査方法	学校経由による配付・回収
	調査時期	令和5年10月

### 調査の配布・回収状況

調査種別	配布数	回収数	回収率
小学5年生児童	1,397件	1,159件	83.0%
小学5年生保護者	1,397件	1,161件	83.1%
中学2年生生徒	1,248件	883件	70.8%
中学2年生保護者	1,248件	893件	71.6%



(1) 生活困難の状況

支援制度の利用状況

支援制度を利用しているかについて、現在利用している制度ではいずれも「就学援助」が最も高く、次いで「児童扶養手当」となっています。

支援制度を利用したことがない理由について、利用したいが、制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うからでは、小5保護者では「生活保護」が最も高く、次いで「就学援助」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」となっています。中2保護者では、「児童扶養手当」が最も高く、次いで「就学援助」、「生活保護」となっています。

「令和2年度子供の生活状況調査（内閣府）」との比較では、支援制度の利用について「就学援助」、「生活保護」、「児童扶養手当」の割合がいずれも低くなっています。

<支援制度の利用\_等価世帯収入別>

		n=	現在 利用して いる	が、 現在 以前 利用し ていな い と あ る	利 用 し た こ と が な い	無 回 答
<b>a 就学援助</b>						
小5 保護者	全体	1,161	7.4	2.6	84.0	6.0
	中央値の2分の1未満	90	52.2	4.4	33.3	10.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	8.1	4.2	81.2	6.4
	中央値以上	541	0.0	1.5	95.0	3.5
中2 保護者	全体	893	10.3	3.1	79.1	7.5
	中央値の2分の1未満	70	48.6	4.3	38.6	8.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	15.7	4.9	72.7	6.6
	中央値以上	423	0.2	1.7	93.6	4.5
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	12.6	5.2	78.4	3.8
	中央値の2分の1未満	338	55.3	6.2	32.8	5.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	14.0	7.7	73.8	4.6
	中央値以上	1,318	0.8	3.3	93.8	2.1
<b>b 生活保護</b>						
小5 保護者	全体	1,161	0.5	0.6	89.5	9.4
	中央値の2分の1未満	90	3.3	2.2	64.4	30.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.7	0.5	88.9	9.9
	中央値以上	541	0.0	0.6	95.6	3.9
中2 保護者	全体	893	0.7	0.7	87.7	11.0
	中央値の2分の1未満	70	4.3	2.9	75.7	17.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.3	0.0	86.7	12.9
	中央値以上	423	0.0	0.5	94.8	4.7
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	1.0	0.7	93.2	5.2
	中央値の2分の1未満	338	5.3	2.4	81.1	11.2
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.6	1.0	91.9	6.4
	中央値以上	1,318	0.0	0.0	97.6	2.4

		n=	現在 利用して いる	現在 利用して いない が、 以前 利用し たこ とが ある	利用 した こと が ない	無 回 答
c 生活困窮者の自立支援相談窓口						
小5 保護者	全体	1,161	0.1	0.9	89.7	9.3
	中央値の2分の1未満	90	1.1	6.7	61.1	31.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.0	0.5	89.9	9.6
	中央値以上	541	0.0	0.6	95.6	3.9
中2 保護者	全体	893	0.3	0.8	87.6	11.3
	中央値の2分の1未満	70	4.3	4.3	75.7	15.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.0	0.3	86.7	12.9
	中央値以上	423	0.0	0.2	94.8	5.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	0.1	0.4	93.8	5.7
	中央値の2分の1未満	338	0.9	1.5	83.7	13.9
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.0	0.5	92.7	6.8
	中央値以上	1,318	0.0	0.1	97.6	2.4
d 児童扶養手当						
小5 保護者	全体	1,161	6.0	2.5	84.4	7.1
	中央値の2分の1未満	90	33.3	6.7	42.2	17.8
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	6.7	2.0	84.2	7.2
	中央値以上	541	1.3	2.2	92.8	3.7
中2 保護者	全体	893	4.9	1.8	83.3	10.0
	中央値の2分の1未満	70	31.4	5.7	48.6	14.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	5.6	1.0	82.5	10.8
	中央値以上	423	0.5	1.9	93.4	4.3
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	11.9	2.6	81.7	3.8
	中央値の2分の1未満	338	43.5	3.6	47.0	5.9
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	12.2	3.4	79.5	4.9
	中央値以上	1,318	3.3	1.7	92.7	2.3

		n=	現在 利用 している	が、 現在 利用 して いない が、 以前 利用 した こと がある	利用 した こと がない	無 回 答
e 母子家庭等就業・自立支援センター						
小5 保護者	全体	1,161	0.0	0.7	89.6	9.7
	中央値の2分の1未満	90	0.0	1.1	65.6	33.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.0	1.0	89.1	9.9
	中央値以上	541	0.0	0.6	95.4	4.1
中2 保護者	全体	893	0.2	0.3	87.6	11.9
	中央値の2分の1未満	70	2.9	1.4	75.7	20.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.0	0.0	86.7	13.3
	中央値以上	423	0.0	0.2	94.8	5.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	0.3	1.1	92.9	5.7
	中央値の2分の1未満	338	1.2	3.6	82.2	13.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	0.3	1.7	90.8	7.2
	中央値以上	1,318	0.0	0.2	97.4	2.4

<支援制度を利用したことがない理由\_等価世帯収入別>

		n=	制度の対象外（収入等 条件を満たさない）だと 思うから	利用はできるが、特に 利用したいと思わなかつ たから	利用したいが、特 にこの支援制度を 知らなかったから	利用したいが、 利用しにくいから	利用したいが、手続が わからなかったり、 利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
<b>a 就学援助</b>									
小5 保護者	全体	975	78.2	0.9	0.2	0.8	1.6	18.3	
	中央値の2分の1未満	30	56.7	0.0	3.3	3.3	3.3	33.3	
	中央値の2分の1以上中央値未満	329	76.0	1.2	0.3	1.2	2.1	19.1	
	中央値以上	514	81.9	1.0	0.0	0.4	1.4	15.4	
中2 保護者	全体	706	77.2	1.3	0.4	0.7	2.0	18.4	
	中央値の2分の1未満	27	51.9	7.4	3.7	7.4	7.4	22.2	
	中央値の2分の1以上中央値未満	208	72.1	1.0	0.5	1.4	2.9	22.1	
	中央値以上	396	82.3	1.3	0.3	0.0	1.0	15.2	
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,129	85.7	2.0	0.6	1.2	2.2	8.4	
	中央値の2分の1未満	111	67.6	4.5	2.7	6.3	6.3	12.6	
	中央値の2分の1以上中央値未満	714	83.2	2.7	0.8	2.0	2.2	9.1	
	中央値以上	1,236	89.7	1.1	0.2	0.3	1.6	7.0	
<b>b 生活保護</b>									
小5 保護者	全体	1,039	78.2	0.5	0.1	0.5	1.9	18.9	
	中央値の2分の1未満	58	58.6	3.4	0.0	1.7	5.2	31.0	
	中央値の2分の1以上中央値未満	360	77.2	0.3	0.3	0.3	2.2	19.7	
	中央値以上	517	82.4	0.4	0.0	0.2	1.5	15.5	
中2 保護者	全体	783	75.5	1.4	0.1	0.4	2.4	20.2	
	中央値の2分の1未満	53	50.9	5.7	1.9	1.9	11.3	28.3	
	中央値の2分の1以上中央値未満	248	71.0	0.8	0.0	0.8	2.8	24.6	
	中央値以上	401	82.5	1.2	0.0	0.0	1.0	15.2	
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,531	86.0	1.0	0.1	0.4	3.4	9.1	
	中央値の2分の1未満	274	73.4	2.9	0.4	1.1	10.6	11.7	
	中央値の2分の1以上中央値未満	889	85.2	1.1	0.0	0.4	4.0	9.2	
	中央値以上	1,287	90.5	0.3	0.2	0.1	1.4	7.5	
<b>c 生活困窮者の自立支援相談窓口</b>									
小5 保護者	全体	1,041	77.3	0.9	0.3	0.5	2.3	18.7	
	中央値の2分の1未満	55	54.5	5.5	3.6	1.8	7.3	27.3	
	中央値の2分の1以上中央値未満	364	76.1	0.8	0.3	0.3	3.0	19.5	
	中央値以上	517	82.0	0.6	0.0	0.2	1.5	15.7	
中2 保護者	全体	782	74.3	1.8	0.6	0.6	2.2	20.5	
	中央値の2分の1未満	53	45.3	9.4	3.8	5.7	5.7	30.2	
	中央値の2分の1以上中央値未満	248	69.0	1.2	0.8	0.8	3.2	25.0	
	中央値以上	401	82.3	1.5	0.0	0.0	1.0	15.2	
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,546	83.5	1.6	0.9	0.8	3.8	9.5	
	中央値の2分の1未満	283	65.0	4.9	3.9	4.6	9.9	11.7	
	中央値の2分の1以上中央値未満	896	81.4	1.9	0.9	0.8	4.8	10.3	
	中央値以上	1,286	90.2	0.4	0.2	0.1	1.6	7.5	

		n=	制度の対象外（収入等 条件を満たさない）だ と思うから	利用はできるが、特に 利用したいと思わなかつ たから	利用したいが、今 までこの支援制度を 知らなかったから	利用したいが、手続が わからなかったり、 利用しにくいから	それ以外の理由	無回答
d 児童扶養手当								
小5 保護者	全体	980	78.3	0.3	0.1	0.5	1.9	18.9
	中央値の2分の1未満	38	47.4	0.0	0.0	5.3	7.9	39.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	341	77.1	0.3	0.3	0.6	2.3	19.4
	中央値以上	502	82.5	0.4	0.0	0.0	1.6	15.5
中2 保護者	全体	744	76.1	1.2	0.0	0.4	2.0	20.3
	中央値の2分の1未満	34	55.9	2.9	0.0	5.9	8.8	26.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	236	71.2	0.8	0.0	0.4	2.5	25.0
	中央値以上	395	82.0	1.5	0.0	0.0	1.0	15.4
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,219	86.9	0.6	0.3	0.5	2.7	9.1
	中央値の2分の1未満	159	74.8	0.0	1.3	2.5	8.8	12.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	769	85.2	1.0	0.5	0.4	3.4	9.5
	中央値以上	1,222	90.4	0.2	0.0	0.2	1.4	7.7
e 母子家庭等就業・自立支援センター								
小5 保護者	全体	1,040	75.8	1.3	0.4	1.0	2.3	19.2
	中央値の2分の1未満	59	47.5	6.8	5.1	5.1	5.1	30.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	361	74.0	1.4	0.3	0.8	3.3	20.2
	中央値以上	516	81.4	1.0	0.0	0.4	1.6	15.7
中2 保護者	全体	782	73.8	2.2	0.5	0.6	2.2	20.7
	中央値の2分の1未満	53	43.4	5.7	5.7	5.7	7.5	32.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	248	68.5	2.4	0.4	0.8	3.2	24.6
	中央値以上	401	82.0	1.5	0.0	0.0	1.0	15.5
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,521	81.0	3.1	0.8	1.5	5.0	8.5
	中央値の2分の1未満	278	52.5	11.9	4.3	7.9	13.3	10.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	878	79.5	3.4	0.6	1.4	6.5	8.7
	中央値以上	1,284	89.5	0.8	0.2	0.2	2.2	7.2

### 経済的困窮

必要とする食料、衣服が買えなかったことについて、「まったくなかった」が最も高く、次いで「ときどきあった」「まれにあった」となっています。

費用を支払えなかったことについて、「あてはまるものはない」が最も高く、次いで「電気料金」「水道料金」「ガス料金」となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大前との比較では、世帯全体の収入について「減った」が最も高くなっており、生活に必要な支出については「増えた」が最も高くなっていきます。

#### <必要とする食料が買えなかったこと\_等価世帯収入別>

		n=	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	無回答
小5 保護者	全体	1,161	0.9	3.7	3.9	90.5	0.9
	中央値の2分の1未満	90	8.9	16.7	14.4	60.0	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.7	4.2	6.2	88.9	0.0
	中央値以上	541	0.0	0.7	1.3	97.8	0.2
中2 保護者	全体	893	0.8	5.3	4.4	88.1	1.5
	中央値の2分の1未満	70	5.7	22.9	14.3	57.1	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.3	7.0	6.3	86.4	0.0
	中央値以上	423	0.0	1.2	1.2	97.6	0.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	1.7	2.7	6.9	87.8	0.9
	中央値の2分の1未満	338	8.3	10.1	19.2	62.1	0.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	1.8	3.6	9.6	84.8	0.2
	中央値以上	1,318	0.1	0.3	1.5	98.0	0.2

<必要とする衣服が買えなかったこと\_等価世帯収入別>

		n=	よくあつた	ときどきあつた	まれにあつた	まったくなかつた	無回答
小5 保護者	全体	1,161	0.9	3.7	3.9	90.5	0.9
	中央値の2分の1未満	90	8.9	16.7	14.4	60.0	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	0.7	4.2	6.2	88.9	0.0
	中央値以上	541	0.0	0.7	1.3	97.8	0.2
中2 保護者	全体	893	0.8	5.3	4.4	88.1	1.5
	中央値の2分の1未満	70	5.7	22.9	14.3	57.1	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	0.3	7.0	6.3	86.4	0.0
	中央値以上	423	0.0	1.2	1.2	97.6	0.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	1.7	2.7	6.9	87.8	0.9
	中央値の2分の1未満	338	8.3	10.1	19.2	62.1	0.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	1.8	3.6	9.6	84.8	0.2
	中央値以上	1,318	0.1	0.3	1.5	98.0	0.2

<過去1年の間に費用を払えなかったこと\_等価世帯収入別>

		n=	電気料金	ガス料金	水道料金	あてはまるものはない	無回答
小5 保護者	全体	1,161	2.3	2.1	2.5	90.1	3.1
	中央値の2分の1未満	90	14.3	9.8	11.6	60.7	3.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	1.9	1.9	2.9	90.4	2.9
	中央値以上	541	0.5	0.9	0.9	96.0	1.6
中2 保護者	全体	893	2.5	1.7	2.7	92.9	0.0
	中央値の2分の1未満	70	15.7	10.0	14.3	75.7	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	1.7	1.4	3.1	94.8	0.0
	中央値以上	423	0.9	0.2	0.5	96.9	0.0
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	3.8	3.5	3.7		94.3
	中央値の2分の1未満	338	14.5	14.2	12.4		79.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	4.3	3.9	4.6		92.9
	中央値以上	1,318	0.7	0.4	0.8		99.1

<新型コロナウイルス感染症の拡大前との比較 世帯全体の収入の変化\_等価世帯収入別>

		n=	増えた	減った	変わらない	無回答
小5保護者	全体	1,161	14.6	20.9	63.2	1.3
	中央値の2分の1未満	90	4.4	52.2	42.2	1.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	10.1	26.7	63.0	0.2
	中央値以上	541	21.1	11.5	67.1	0.4
中2保護者	全体	893	12.7	19.7	65.7	1.9
	中央値の2分の1未満	70	4.3	51.4	42.9	1.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	9.1	25.2	65.4	0.3
	中央値以上	423	17.5	10.6	70.9	0.9
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	2.4	32.5	64.1	1.0
	中央値の2分の1未満	338	3.0	46.7	48.8	1.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	1.8	39.2	57.9	1.1
	中央値以上	1,318	2.9	23.9	73.0	0.2

<新型コロナウイルス感染症の拡大前との比較 生活に必要な支出の変化\_等価世帯収入別>

		n=	増えた	減った	変わらない	無回答
小5保護者	全体	1,161	57.5	3.2	38.0	1.3
	中央値の2分の1未満	90	65.6	10.0	23.3	1.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	63.2	2.7	33.8	0.2
	中央値以上	541	53.4	2.4	43.6	0.6
中2保護者	全体	893	59.8	2.8	35.5	1.9
	中央値の2分の1未満	70	68.6	7.1	22.9	1.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	66.4	1.7	30.8	1.0
	中央値以上	423	55.3	2.1	41.6	0.9
令和2年度 子供の生活 状況調査 (内閣府)	全体	2,715	43.4	8.1	47.5	1.0
	中央値の2分の1未満	338	62.4	6.8	29.3	1.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	967	48.3	7.1	43.6	0.9
	中央値以上	1,318	35.1	9.3	55.1	0.5



(2) ヤングケアラーの状況

ヤングケアラーの認識

ヤングケアラーの認知度について、全体でみると「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も高く、全体の約7割となっています。

また、ヤングケアラーと思われる子どもの有無について、全体でみると「わからない」が最も高く、次いで「いない」、「友人、知人やその子ども、子どものクラスメイトにいる」となっています。

ヤングケアラーと思われる子どもが世話をしている家族について、全体でみるといずれも「きょうだい」が最も高く、次いで「母親」「父親」となっています。

世話をしている家族の有無について、全体でみるといずれも「いない」が高くなっています。一方、「いる」は、全体の約1割となっており、一定数の子どもが家族のお世話をしている結果となっています。

世話をしている家族について、全体でみるといずれも「きょうだい」が最も高くなっています。

<ヤングケアラーの認知度\_等価世帯収入別>

		n=	聞いたことがあり、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 よく知らない	聞いたことはない	無回答
小5 保護者	全体	1,161	74.7	10.8	13.4	1.2
	中央値の2分の1未満	90	63.3	7.8	27.8	1.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	71.4	13.6	14.3	0.7
	中央値以上	541	80.2	8.9	10.4	0.6
中2 保護者	全体	893	75.6	12.7	10.8	1.0
	中央値の2分の1未満	70	51.4	21.4	25.7	1.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	73.1	15.4	10.8	0.7
	中央値以上	423	82.3	9.9	7.6	0.2

<ヤングケアラーと思われる子どもの有無\_等価世帯収入別>

		n=	家族や親族にいる	友人、知人やその子ども、クラスメイトにいる	いない	わからない	無回答
小5 保護者	全体	1,161	1.6	2.1	40.5	54.5	1.4
	中央値の2分の1未満	90	3.3	5.6	34.4	54.4	2.2
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	3.2	3.5	39.3	53.1	1.0
	中央値以上	541	0.2	0.4	44.5	54.2	0.7
中2 保護者	全体	893	1.3	2.8	38.6	55.7	1.6
	中央値の2分の1未満	70	2.9	1.4	32.9	62.9	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	2.1	3.5	40.6	52.8	1.0
	中央値以上	423	0.7	2.8	39.2	56.7	0.5

<ヤングケアラーと思われる子どもが世話をしている家族\_等価世帯収入別>

		n=	母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
小5 保護者	全体	42	28.3	11.3	7.5	3.8	43.4	3.8	1.9
	中央値の2分の1未満	8	25.0	16.7	0.0	8.3	33.3	16.7	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	27	33.3	9.1	12.1	3.0	39.4	0.0	3.0
	中央値以上	3	25.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
中2 保護者	全体	37	21.6	13.5	2.7	2.7	54.1	10.8	0.0
	中央値の2分の1未満	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	16	18.8	6.3	6.3	6.3	50.0	12.5	0.0
	中央値以上	15	20.0	13.3	0.0	0.0	73.3	0.0	0.0

<世話をしている家族の有無\_等価世帯収入別>

		n=	いる	いない	無回答
小5児童	全体	1,159	14.4	83.0	2.6
	中央値の2分の1未満	86	14.0	83.7	2.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	366	15.6	81.1	3.3
	中央値以上	578	13.8	84.4	1.7
中2生徒	全体	883	7.7	89.7	2.6
	中央値の2分の1未満	67	23.9	74.6	1.5
	中央値の2分の1以上中央値未満	269	7.1	90.7	2.2
	中央値以上	435	5.5	92.0	2.5

<世話をしている家族\_等価世帯収入別>

		n=	母親 (お母さん)	父親 (お父さん)	祖母 (おばあさん)	祖父 (おじいさん)	きょうだい	その他	無回答
小5児童	全体	167	38.3	28.1	19.8	15.0	72.5	13.2	3.0
	中央値の2分の1未満	12	66.7	41.7	41.7	33.3	83.3	8.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	57	43.9	31.6	15.8	14.0	80.7	10.5	3.5
	中央値以上	80	33.8	27.5	20.0	15.0	63.8	17.5	3.8
中2生徒	全体	68	33.8	32.4	11.8	10.3	67.6	7.4	1.5
	中央値の2分の1未満	16	50.0	43.8	6.3	6.3	68.8	6.3	0.0
	中央値の2分の1以上中央値未満	19	31.6	36.8	5.3	15.8	73.7	5.3	0.0
	中央値以上	24	25.0	25.0	20.8	8.3	70.8	8.3	4.2

### 支援に必要な取組

支援に必要な取組について、小5保護者を全体でみると「学校に相談窓口があること」が最も高くなっており、中2保護者を全体でみると「電話・メール・SNSでの相談が可能であること」が最も高くなっています。

支援で必要なことについて、小5保護者を全体でみると「経済的な支援」が最も高く、次いで「メール・LINE等による相談」「家事の援助」「お世話を一時的に代わってくれる人」となっており、中2保護者を全体でみると「メール・LINE等による相談」が最も高くなっており、次いで「経済的な支援」「家事の援助」となっています。

### <ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりに必要なこと\_等価世帯収入別>

		n=	「ヤングケアラー」専用の相談窓口があること	学校に相談窓口があること	市役所に相談窓口があること	「学校」や「市役所」以外の専門機関に相談窓口があること	対面での相談が可能であること	電話・メール・SNSでの相談が可能であること
小5保護者	全体	1,161	40.1	48.6	19.1	14.1	12.8	42.1
	中央値の2分の1未満	90	43.3	44.4	15.6	14.4	12.2	35.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	41.7	44.9	18.3	14.3	13.1	42.5
	中央値以上	541	38.4	53.0	21.1	14.0	13.7	44.0
中2保護者	全体	893	41.2	45.0	21.7	13.7	12.2	48.3
	中央値の2分の1未満	70	38.6	34.3	22.9	15.7	14.3	44.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	44.1	44.8	20.6	12.2	9.1	49.3
	中央値以上	423	41.8	48.0	22.5	14.7	13.2	51.1
		2が4可能間でいつても相談	「断相基準する際のやりやすさ」	「に相談がどのようなか支援」	「支「ヤングケアラー」条の例があること」	その他	特にあてはまるものは	無回答
小5保護者	全体	33.6	35.9	33.6	17.5	4.7	4.6	8.2
	中央値の2分の1未満	32.2	28.9	31.1	22.2	2.2	10.0	6.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	36.5	32.6	35.6	20.2	5.9	6.4	7.7
	中央値以上	30.7	39.9	32.9	16.1	4.3	2.6	6.3
中2保護者	全体	32.9	33.9	34.9	15.2	4.1	2.8	10.4
	中央値の2分の1未満	24.3	21.4	28.6	14.3	2.9	4.3	11.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	37.4	36.4	36.4	15.7	2.8	3.1	10.1
	中央値以上	32.4	35.7	35.2	15.4	5.0	1.9	8.7

<ヤングケアラーに対する支援で必要なこと\_等価世帯収入別>

		n=	電話相談	自宅訪問による相談	メール・LINE等による相談	何でも相談できる窓口	いろいろな制度に詳しい職員	家事の援助
小5 保護者	全体	1,161	33.3	36.2	47.3	42.3	35.4	43.8
	中央値の2分の1未満	90	32.2	31.1	41.1	37.8	24.4	33.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	405	32.8	37.5	46.4	42.7	34.6	43.2
	中央値以上	541	33.8	37.5	49.0	41.4	39.2	47.3
中2 保護者	全体	893	33.9	34.7	55.2	43.2	31.8	44.2
	中央値の2分の1未満	70	34.3	38.6	45.7	40.0	25.7	38.6
	中央値の2分の1以上中央値未満	286	31.5	32.5	56.3	45.5	31.5	42.0
	中央値以上	423	37.1	38.3	60.0	45.4	34.5	46.3
		お世話を一時的に代わってくれる人	お世話をしながら働く職場環境	自分がお世話をできなかった後に代わりにお世話する人の確保	お世話をしている人同士の交流	お世話をすることに対する周りの人の理解	自分の話を聞いてくれる人	困っているときの声かけ・励まし
小5 保護者	全体	43.8	23.7	24.8	19.3	27.0	40.5	22.4
	中央値の2分の1未満	30.0	31.1	18.9	14.4	24.4	35.6	24.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	44.4	25.7	25.9	20.2	31.6	41.7	23.0
	中央値以上	45.7	20.5	25.7	20.5	25.0	40.7	21.6
中2 保護者	全体	43.3	23.6	26.0	21.1	29.7	41.0	24.3
	中央値の2分の1未満	31.4	22.9	20.0	18.6	24.3	34.3	17.1
	中央値の2分の1以上中央値未満	42.0	26.6	28.0	21.7	31.1	37.8	21.0
	中央値以上	47.3	22.9	27.0	22.0	32.4	45.6	28.8
		期お入世話が必要(シヨト人の短イ)	緊か急時でも安んずる場所を確保	近お世利用が必要な人が身入	お世話が必要な人が入	経済的な支援	その他	無回答
小5 保護者	全体	35.9	40.6	40.9	38.3	50.9	3.1	4.1
	中央値の2分の1未満	30.0	47.8	40.0	30.0	51.1	0.0	4.4
	中央値の2分の1以上中央値未満	34.8	41.2	39.5	36.0	50.1	4.2	3.0
	中央値以上	37.0	39.0	43.3	41.4	52.1	3.1	3.1
中2 保護者	全体	35.9	37.4	39.3	39.3	53.8	2.7	4.3
	中央値の2分の1未満	27.1	32.9	31.4	25.7	54.3	4.3	5.7
	中央値の2分の1以上中央値未満	34.6	37.1	39.9	37.4	54.5	1.7	4.2
	中央値以上	40.9	39.5	41.6	44.7	55.8	2.4	1.9

## 7 「若者の生活や意識における調査」結果の概要

### 目的

「こども計画（仮称）」策定にあたり、本市における少子化対策を講じる上で、今の若い世代が考える結婚観や出産育児に向けた将来設計などについて、どのような課題が生じているのか把握するため、「若者の生活や意識における調査」を実施しました。

### 調査時期と調査方法

調査時期：令和6年6月3日（月）～令和6年6月16日（日）

調査方法：戸田市内に在住の18歳から39歳までの方で、婚姻の有無にかかわらず、無作為に抽出し、Webにて実施

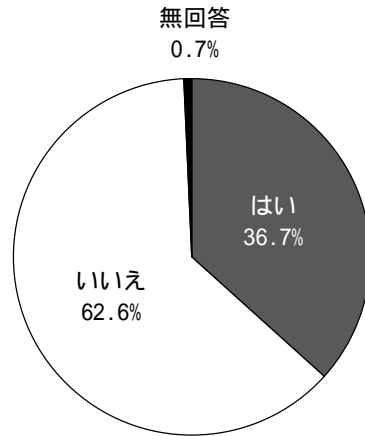
### 配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
若者の生活や意識 における調査	1,000件	198件	19.8%

(1) 結婚観について

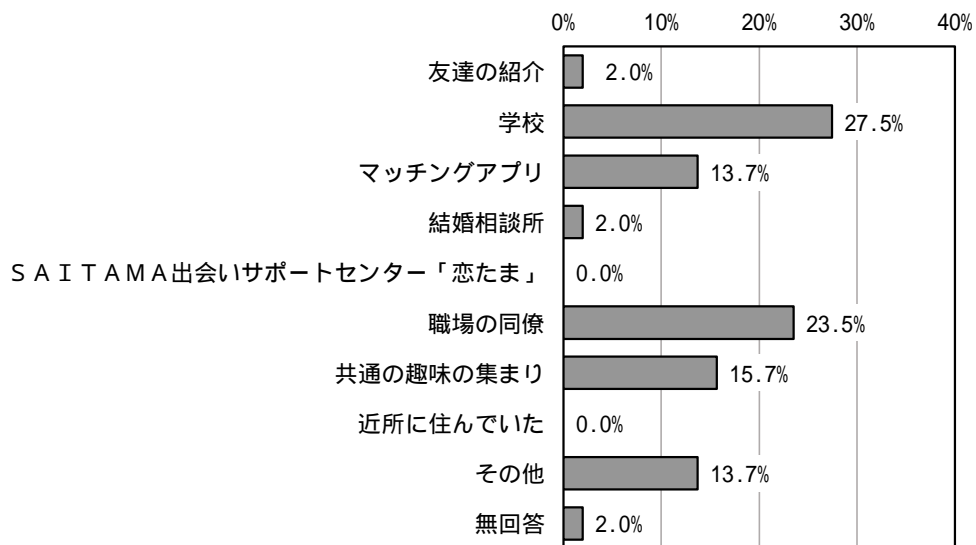
交際しているパートナー（独身の方のみ回答）

現在、交際しているパートナーはいるかについては、「はい」が36.7%に対し、「いいえ」が62.6%となっています。



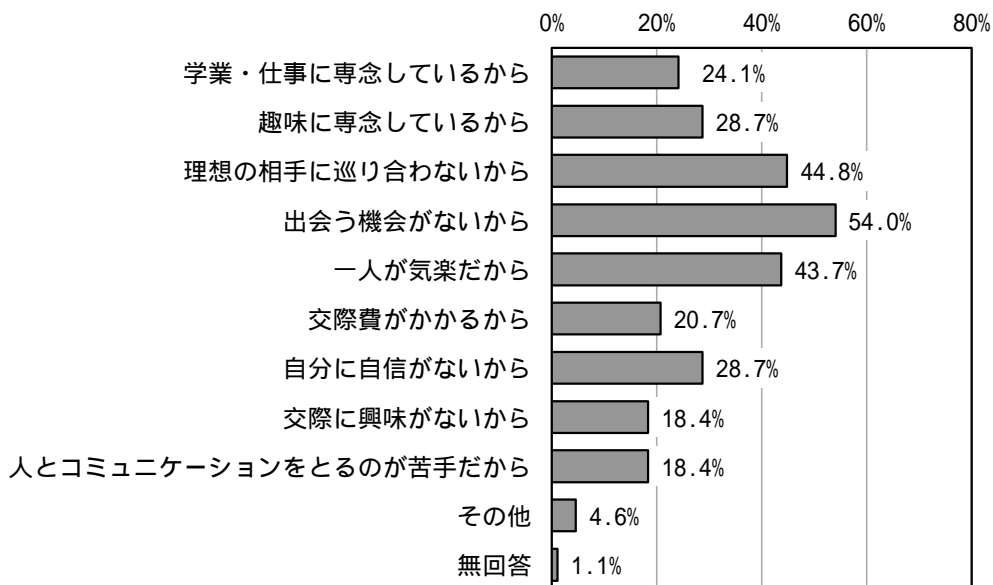
交際しているパートナーとの出会い（「はい」を選択した方のみ回答）

交際しているパートナーとの出会いについては、「学校」が27.5%と最も多く、次いで、「職場の同僚」が23.5%、「共通の趣味の集まり」が15.7%となっています。



交際していない理由（ で「いいえ」を選択した方のみ回答）

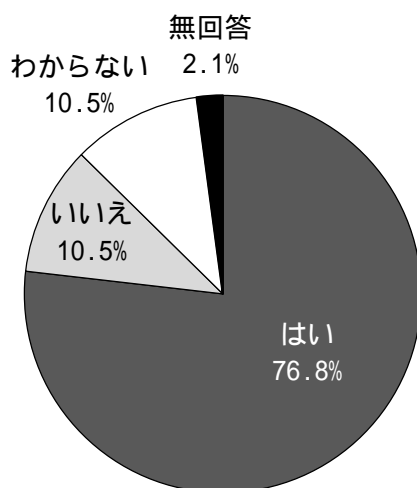
交際していない理由については、「出会う機会がないから」が54.0%と最も多く、次いで、「理想の相手に巡り合わないから」が44.8%、「一人が気楽だから」が43.7%となっています。



## (2) 子育てについて

子どもが欲しいかについて

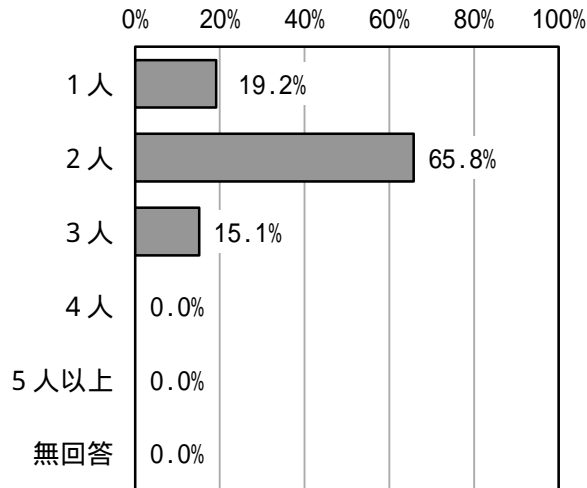
将来、子どもが欲しいと考えているかについては、「はい」が76.8%と最も多く、次いで、「いいえ」、「わからない」がともに10.5%となっています。





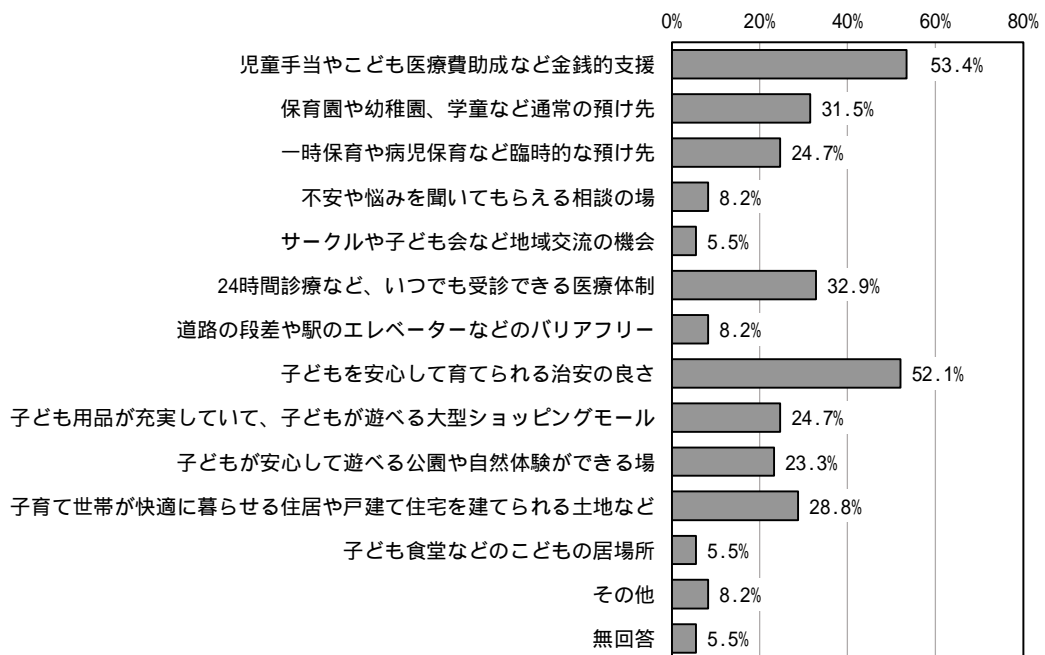
### 理想の子どもの人数

理想の子どもの人数については、「2人」が65.8%と最も多く、次いで、「1人」が19.2%、「3人」が15.1%となっています。



### 子どもを産み育てる環境として戸田市で不足していると感じること

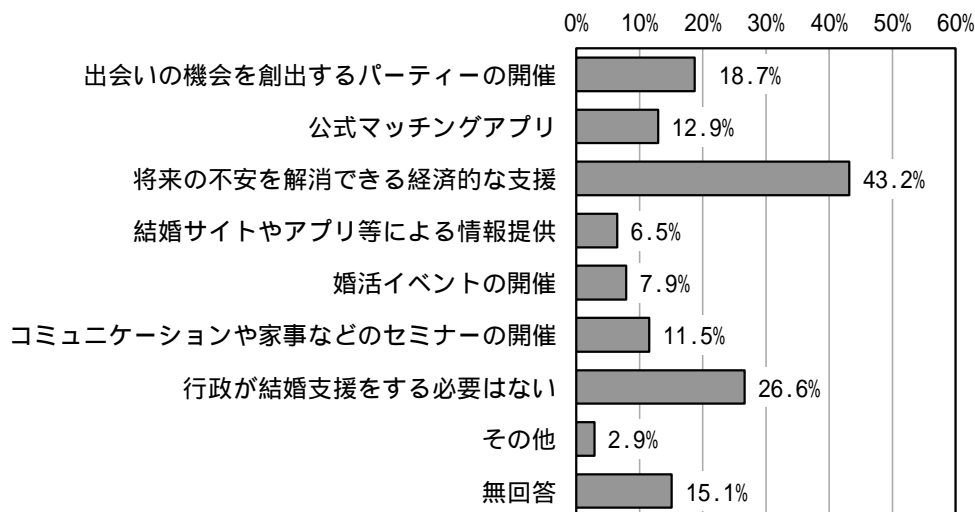
子どもを産み育てる環境として、戸田市で不足していると感じることについては、「児童手当やこども医療費助成など金銭的支援」が53.4%と最も多く、次いで、「子どもを安心して育てられる治安の良さ」が52.1%、「24時間診療など、いつでも受診できる医療体制」が32.9%となっています。



### (3) 結婚支援について

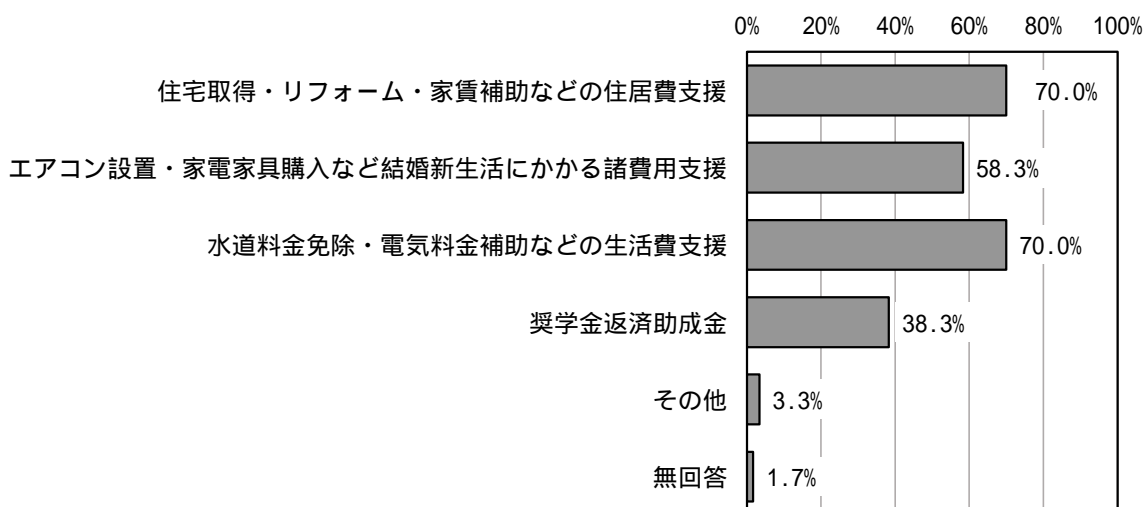
どのような結婚支援があれば活用したいか

どのような結婚支援があれば活用したいと思うかについては、「将来の不安を解消できる経済的な支援」が43.2%と最も多く、次いで、「行政が結婚支援をする必要はない」が26.6%、「出会いの機会を創出するパーティーの開催」が18.7%となっています。



具体的にどのような経済的な支援があれば活用したいと思うか（「将来の不安を解消できる経済的な支援」を選択した方のみ回答）

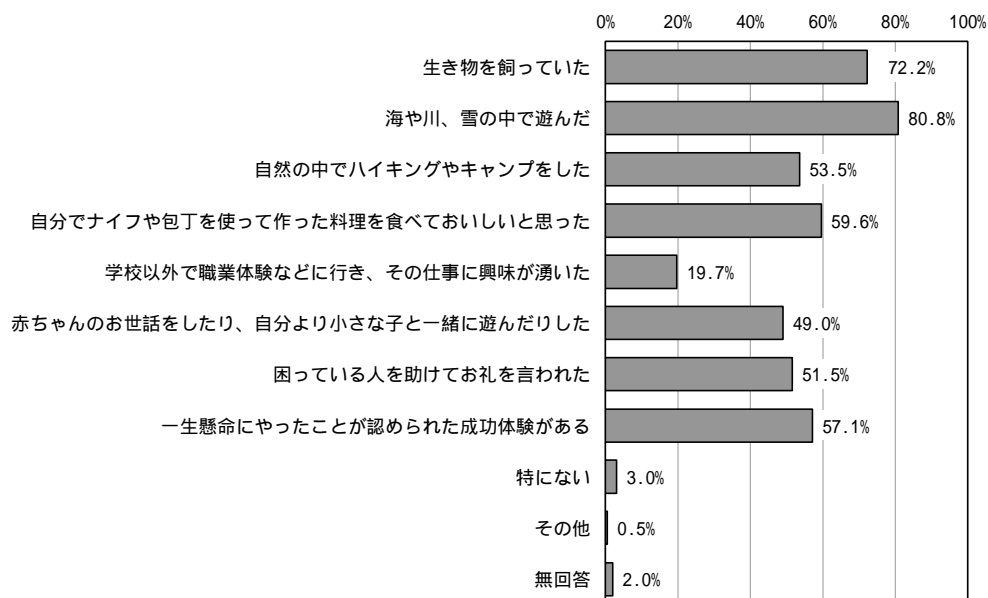
具体的にどのような経済的な支援があれば活用したいと思うかについては、「住宅取得・リフォーム・家賃補助などの住居費支援」、「水道料金免除・電気料金補助などの生活費支援」がともに70.0%と最も多く、次いで、「エアコン設置・家電家具購入など結婚新生活にかかる諸費用支援」が58.3%となっています。



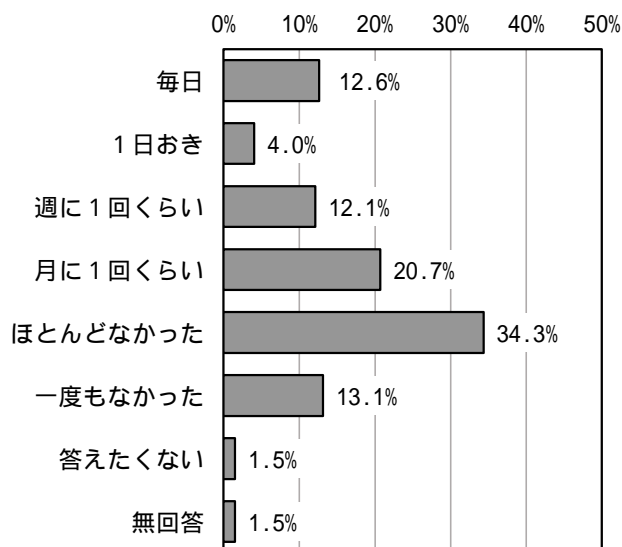
#### (4) 子どもの頃の経験について

小学生や中学生の時に、家庭で経験したことについて

小学生や中学生の時に、家庭で次のような経験をしたことがあるかについては、「海や川、雪の中で遊んだ」が80.8%と最も多く、次いで、「生き物を飼っていた」が72.2%、「自分でナイフや包丁を使って作った料理を食べておいしいと思った」が59.6%となっています。

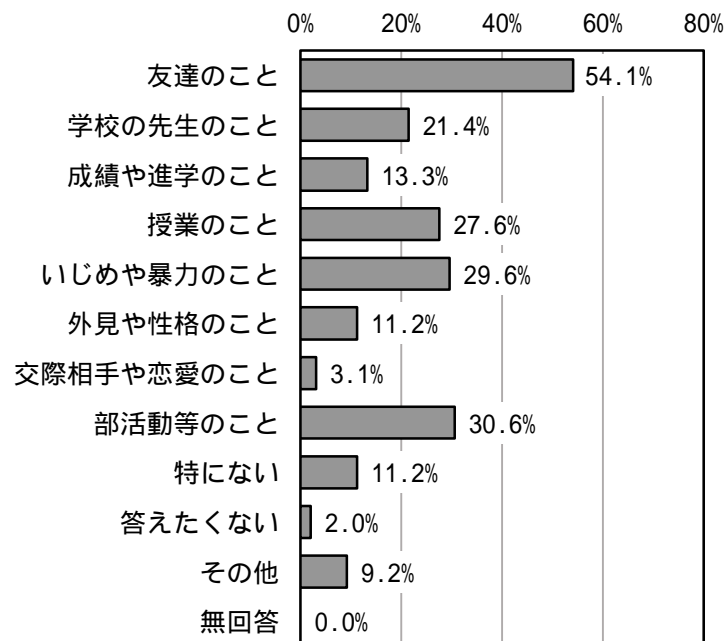


小中学生の頃、「学校に行きたくない」と思ったことがあるか、また、その頻度について  
 小中学生の頃、「学校に行きたくない」と思ったことがあるか、また、その頻度については、「ほとんどなかった」が34.3%と最も多く、次いで、「月に1回くらい」が20.7%、「一度もなかった」が13.1%となっています。



学校に行きたくないと思った理由( で「毎日」～「月に1回くらい」を選択した方のみ回答)

学校に行きたくないと思った理由については、「友達のこと」が54.1%と最も多く、次いで、「部活動等のこと」が30.6%、「いじめや暴力のこと」が29.6%となっています。



(5) 現在のあなたについて

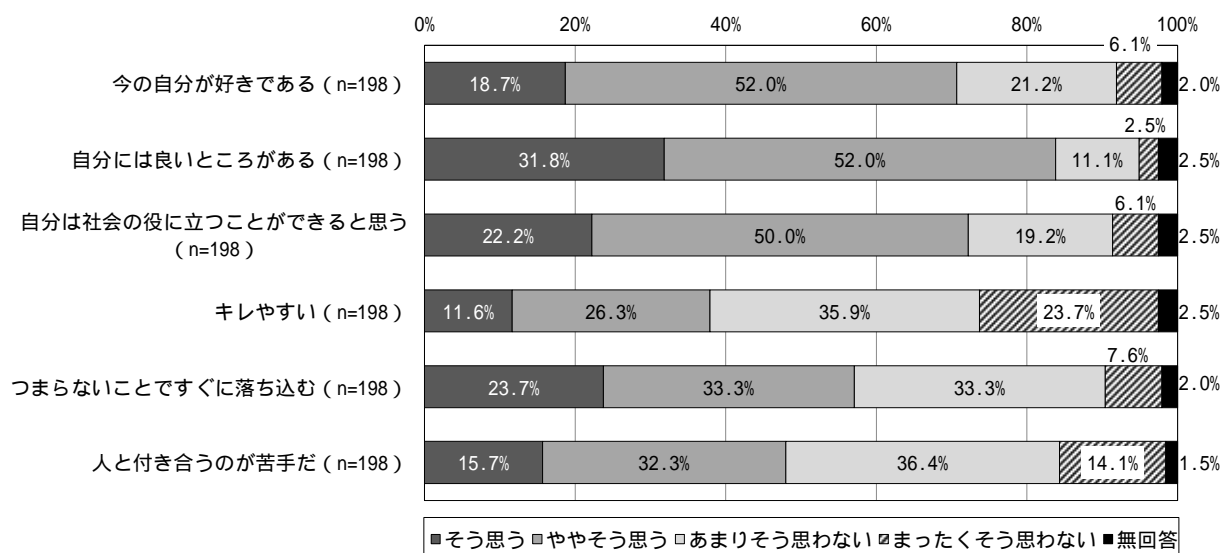
自分をどのように思っているか

自分をどう思うかについて、「そう思う」では、『自分には良いところがある』が31.8%と最も多く、次いで、『つまらないことですぐに落ち込む』が23.7%、『自分は社会の役に立つことができると思う』が22.2%となっています。

「ややそう思う」では、『今の自分が好きである』、『自分には良いところがある』がともに52.0%と最も多く、次いで、『自分は社会の役に立つことができると思う』が50.0%となっています。

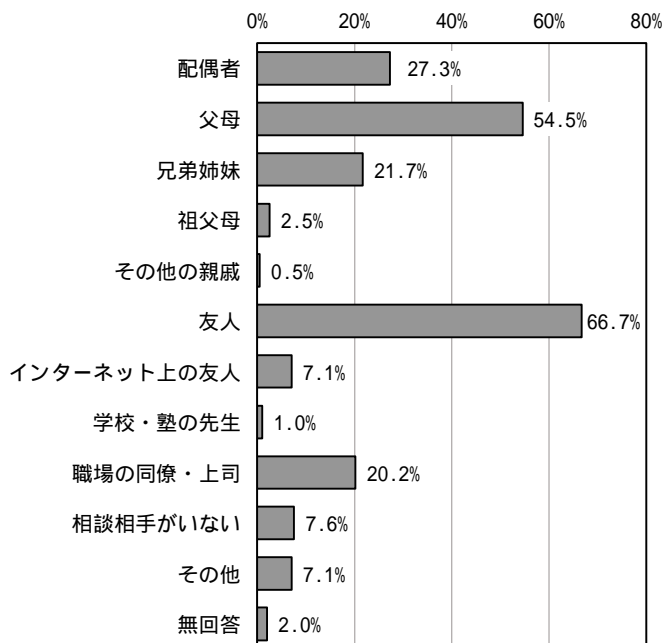
「あまりそう思わない」では、『人と付き合うのが苦手だ』が36.4%と最も多く、次いで、『キレイやすい』が35.9%、『つまらないことですぐに落ち込む』が33.3%となっています。

「まったくそう思わない」では、『キレイやすい』が23.7%と最も多く、次いで、『人と付き合うのが苦手だ』が14.1%、『つまらないことですぐに落ち込む』が7.6%となっています。



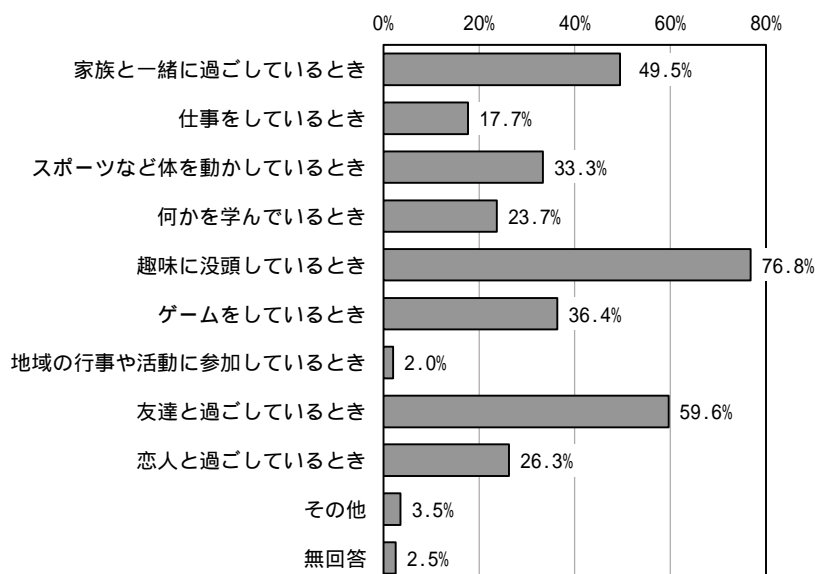
### 心配事や悩み事の相談相手【複数選択可】

心配事や悩み事の相談相手は誰かについては、「友人」が66.7%と最も多く、次いで、「父母」が54.5%、「配偶者」が27.3%となっています。



### 楽しさを感じる時

普段の生活の中で楽しさを感じるのはどのようなときかについては、「趣味に没頭しているとき」が76.8%と最も多く、次いで、「友達と過ごしているとき」が59.6%、「家族と一緒に過ごしているとき」が49.5%となっています。



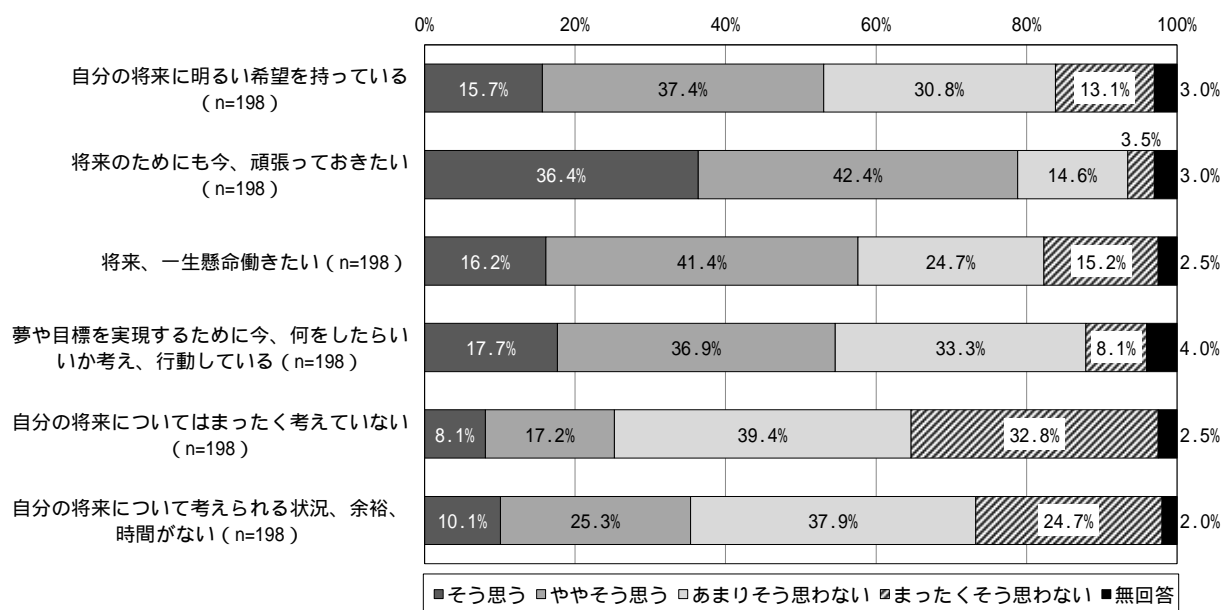
## 将来の自分について

将来についてどう考えているかについて、「そう思う」では、『将来のためにも今、頑張っておきたい』が36.4%と最も多く、次いで、『夢や目標を実現するために今、何をしたらいいか考え、行動している』が17.7%、『将来、一生懸命働きたい』が16.2%となっています。

「ややそう思う」では、『将来のためにも今、頑張っておきたい』が42.4%と最も多く、次いで、『将来、一生懸命働きたい』が41.4%、『自分の将来に明るい希望を持っている』が37.4%となっています。

「あまりそう思わない」では、『自分の将来についてはまったく考えていない』が39.4%と最も多く、次いで、『自分の将来について考えられる状況、余裕、時間がない』が37.9%、『夢や目標を実現するために今、何をしたらいいか考え、行動している』が33.3%となっています。

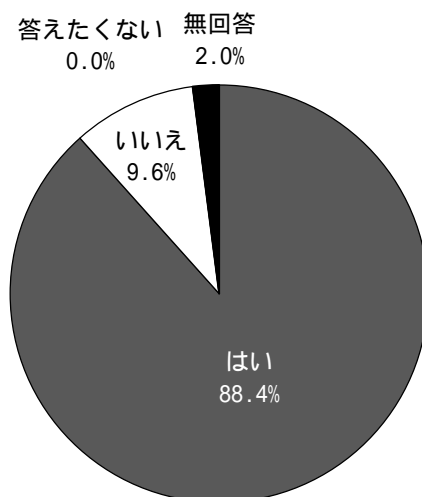
「まったくそう思わない」では、『自分の将来についてはまったく考えていない』が32.8%と最も多く、次いで、『自分の将来について考えられる状況、余裕、時間がない』が24.7%、『将来、一生懸命働きたい』が15.2%となっています。



(6) 就労について

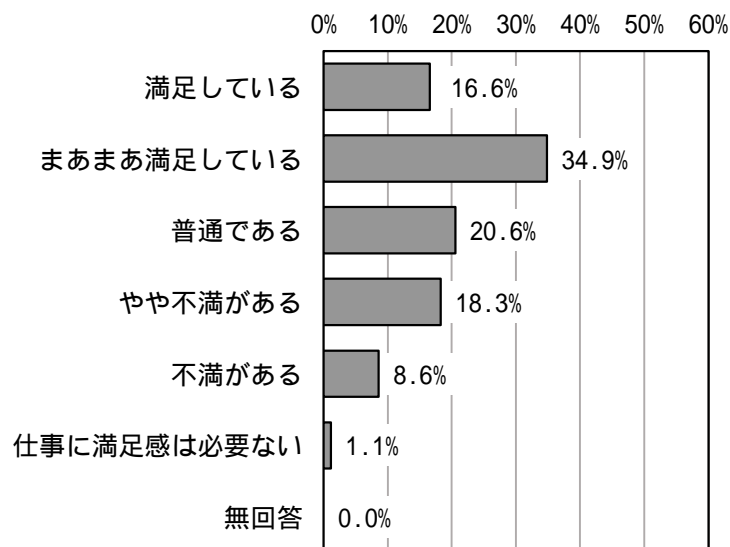
就労の有無

現在、就労しているかについては、「はい」が88.4%に対し、「いいえ」が9.6%となっています。



現在の仕事に満足しているか( で「はい」を選択した方のみ回答)

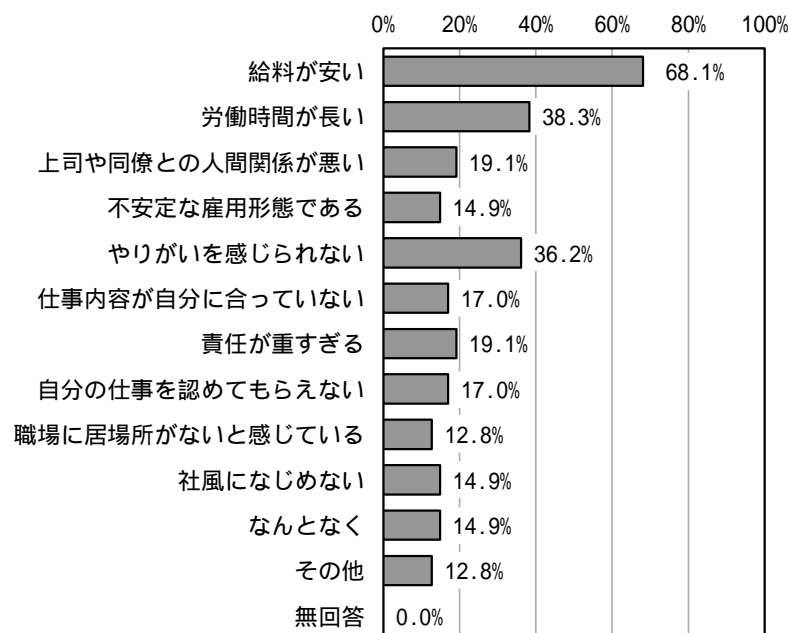
現在の仕事に満足しているかについては、「満足している(16.6%)」、「まあまあ満足している(34.9%)」を合わせた『満足している(計)』が51.5%に対し、「やや不満がある(18.3%)」、「不満がある(8.6%)」を合わせた『不満がある(計)』が26.9%となっています。また、「普通である」が20.6%、「仕事に満足感はいらない」が1.1%となっています。





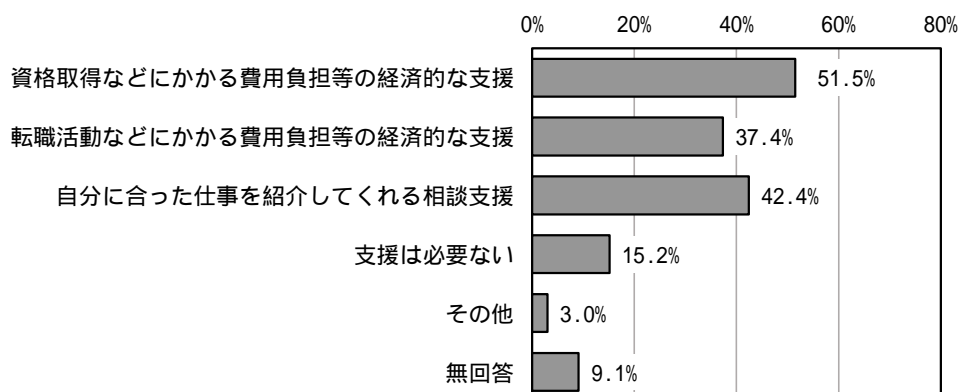
不満を感じる理由（ で「やや不満がある」「不満がある」を選択した方のみ回答）

不満を感じる理由については、「給料が安い」が68.1%と最も多く、次いで、「労働時間が長い」が38.3%、「やりがいを感じられない」が36.2%となっています。



就労のための支援（ で「いいえ」「答えたくない」を選択した方のみ回答）

理想とする仕事に就くためにはどういった支援があるとよいかについては、「資格取得などにかかる費用負担等の経済的な支援」が51.5%と最も多く、次いで、「自分に合った仕事を紹介してくれる相談支援」が42.4%、「転職活動などにかかる費用負担等の経済的な支援」が37.4%となっています。



## 8 こども計画に向けた主要課題

第二期計画においては、子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事例を挙げました。

主要課題	取り組み
(1) 子育て支援の充実	安心して楽しく子育てができる環境の整備 子育て支援関連施策における連携体制、児童虐待防止へ向けた相談支援体制及び専門性の強化

妊娠・出産前後の女性に対する支援の拡大と子育て支援アプリの導入、出産・子育て応援給付金事業、出産祝い子育て応援ギフト事業、こども医療の対象拡大、養育費の保証促進補助金の新設  
子ども・子育て支援事業の充実(13事業)、こども家庭センターの設置

主要課題	取り組み
(2) 乳幼児期の教育・保育の充実	多面的な保育の推進、量から質への転換 幼保小の連携強化、連携体制の構築

公立・私立保育所等の保育士の専門性を高める各種研修会の実施(年10回)  
地域の子育て家庭や、配慮を必要とする家庭への支援の拡充  
公立保育園の園長経験者や看護師等による定期的な巡回相談等を実施  
特別支援保育巡回相談の公開保育の実施  
保育の質・魅力向上プロジェクト会議において、保育の質向上等を協議し、協働で取組を実践  
学校教諭と保育士の情報交換会の実施  
学校教諭の保育園見学、保育士の学校授業見学の実施  
5歳児クラスと小学校在校生との交流会の実施  
学校教諭を招き、小学校との連携に関する研修会や、園児向けの英語体験教育を実施

主要課題	取り組み
(3) 児童・青少年の育成環境の充実	児童・青少年が安全・安心に過ごせる居場所や活動環境の充実 体験学習・異年齢交流の場の確保・提供 家庭・地域・学校・行政が各役割のもと、相互連携を図る

こどもの居場所のネットワークの構築  
こどもの居場所の実施場所の拡充  
区域ごとの需要に応じた学童保育施設の増設(5カ所)を含む定員拡大  
(R2 2,078人 R5 2,301人)  
『戸田市地域で子育て支援を推進する条例』の制定

## 9 第二期計画の達成状況

第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画に関連する事業の総数は73事業でした。

各事業の評価を見ると、「順調に実施している(100%)」は89.0%、「やや順調に実施している(80%)」は9.6%となっています。また、「順調に実施している(100%)」、「やや順調に実施している(80%)」を合計すると98.6%と、事業は概ね順調に実施できているといえます。尚、「順調ではない(30%以下)」が1事業(「地域での相談事業」)ありますが、新たに「地域子育て相談機関の設置及び連携」として記載する予定です。

個別事業では、保育士不足により、一時保育を休止している保育所もあることから、保育士確保・定着化も含め、総合的な保育所支援を行いながら、一時保育の充実を図っていく必要があります。また、障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくりに関する事業として、特別支援学級担当教職員の専門的な研修や実態に応じた指導のための研修を行っていますが、今後は、「医療的ケア児」の受け入れに向けた支援体制づくりの研修会も実施を検討していきます。さらに、こども・若者に対して地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場の提供や有害情報の排除、巡回パトロール活動などの充実がより一層求められます。こうした課題を解決していくために、家庭・学校・地域・行政それぞれが連携・協働して取り組むことが必要です。

	事業数	構成比
順調に実施している (100%)	65	89.0%
やや順調に実施している (80%)	7	9.6%
あまり順調ではない (50%)	0	0%
順調ではない (30%以下)	1	1.4%
合計	73	100.0%

廃止事業 1 事業

## 10 主な課題と対応

### (1) 国の動向、社会の状況、統計データなどから

作成中

### (2) アンケート調査の結果から

作成中

作成中

作成中

(3) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(第2期)の事業実績から

作成中

# **第1部 総論**

## **第3章**

### **計画の基本的な考え方**

(余白頁)



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

# こどもが輝くまち とだ

## ～地域でつくるこどもたちの次代～

本市においては、「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」において、「子育て支援の充実」、「乳幼児期の教育・保育の充実」、「児童・青少年の育成環境の充実」の3つを主要課題として掲げ、取り組んでまいりました。

しかしながら、現在の社会情勢をみると、少子化・晩婚化、社会問題化しているこどもの事故・虐待・犯罪被害、ヤングケアラー対策、こどもの居場所の確保・充実など、こども・子育てを取り巻くさまざまな諸課題に対する取り組みが必要な状況です。

こうした状況から、本計画では、令和5年4月より施行の「こども基本法」や令和5年12月施行の「こども大綱」などを踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け各施策を推進するため、基本理念は、「こどもが輝くまち とだ ～地域でつくるこどもたちの次代～」とし、さらにこれまで取り組みを進めてきた「戸田市子ども・子育て支援事業計画」及び「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等を継承し、総合的なこども子育て支援を推進する計画とします。

## 2 基本目標

基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映

作成中

基本目標2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

作成中

基本目標3 親と子の健康・医療の充実

作成中

基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

作成中

基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実

作成中

基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

作成中

基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

作成中

基本目標8 結婚・出産の希望実現

作成中

**基本目標 9 「子育て」と「子育て」の支援**

作成中

**基本目標 10 未来を切り拓く子ども・若者の応援**

作成中

**基本目標 11 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援**

作成中

**基本目標 12 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進**

作成中

### 3 施策の体系

基本目標		施策の方向	対象時期
<b>ライフステージを通じた施策</b>			
1	子どもの権利 擁護、意見の反映	作成中	共通
2	居場所づくり、社会的活動の参画支援		
3	親と子の健康・医療の充実		
4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援		
5	児童虐待防止・社会的養育の充実		
6	こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組		
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進		
<b>ライフステージ別の施策</b>			
8	結婚・出産の希望実現	作成中	青年期
9	「子育て」と「子育て」の支援		妊娠期
			乳幼児期
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	学童期 思春期	
		乳幼児期 学童期 思春期	
			青年期
<b>子育て当事者への支援に関する施策</b>			
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の要請・支援	作成中	
12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進		



## **第2部 各論**

### **第1章**

#### **施策の展開**

(余白頁)



# 第1章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映

作成中

基本目標 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

作成中

基本目標3 親と子の健康・医療の充実

作成中

基本目標4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1)

作成中

基本目標 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

作成中

基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1)

生き

作成中

基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1)

作成中

基本目標 8 結婚・出産の希望実現

作成中



**基本目標 9 「子育て」と「子育て」の支援**

作成中

**基本目標 10 未来を切り拓く子ども・若者の応援**

作成中

基本目標 11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(1)

作成中

## **第2部 各論**

### **第2章**

#### **こども・子育て支援事業の充実**

(余白頁)

## 第2章 こども・子育て支援事業の充実

### 1 子ども・子育て支援制度

作成中

作成中

子

作成中

(4)

作成中



保

付

作成中

(6)

作成中

(7)

作成中

# 作成中

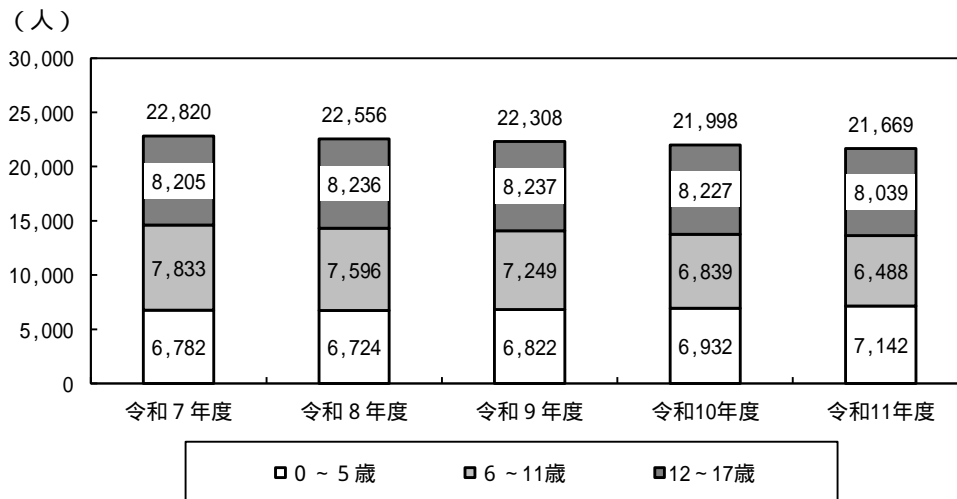
## 計画期間の児童人口推計

図表 - - 計画期間における年齢各歳別人口

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,259	1,269	1,278	1,287	1,293
1歳	1,099	1,259	1,269	1,277	1,286
2歳	1,028	1,062	1,215	1,225	1,233
3歳	1,100	998	1,030	1,179	1,189
4歳	1,080	1,074	974	1,006	1,152
5歳	1,216	1,062	1,056	958	989
6歳	1,197	1,183	1,033	1,027	932
7歳	1,202	1,186	1,172	1,023	1,017
8歳	1,268	1,195	1,179	1,165	1,017
9歳	1,419	1,266	1,193	1,177	1,164
10歳	1,355	1,413	1,261	1,188	1,172
11歳	1,392	1,353	1,411	1,259	1,186
12歳	1,426	1,383	1,344	1,402	1,250
13歳	1,299	1,422	1,379	1,340	1,397
14歳	1,433	1,299	1,422	1,379	1,340
15歳	1,396	1,421	1,288	1,410	1,367
16歳	1,321	1,389	1,414	1,282	1,403
17歳	1,330	1,322	1,390	1,414	1,282
合計	22,820	22,556	22,308	21,998	21,669

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計



児童人口推計には、令和2年から令和4年までの平均出生率及び令和元年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和11年度までの推計を行いました。

## 2 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

### （1）1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

（単位：人）

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,604	1,386	1,279	1,249	1,272	1,337
確保提供量	2,770	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588
特定教育・保育施設	90	223	223	223	223	223
確認を受けない幼稚園	2,680	2,365	2,365	2,365	2,365	2,365
-	1,166	1,202	1,309	1,339	1,316	1,251

### （2）2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

（単位：人）

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,086	1,804	1,664	1,626	1,655	1,741
幼児期の学校教育の利用希望が強い		—	—	—	—	—
上記以外	2,086	1,804	1,664	1,626	1,655	1,741
確保提供量	2,154	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
特定教育・保育施設	2,154	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
-	68	396	536	574	545	459

### (3) 3号認定(0歳児)

(単位:人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	212	224	226	227	229	230
確保提供量	343	340	328	328	328	328
特定教育・保育施設	288	285	273	273	273	273
地域型保育事業	51	51	51	51	51	51
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
-	131	116	102	101	99	98

### (4) 3号認定(1歳児)

(単位:人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	649	571	640	645	650	655
確保提供量	638	643	643	645	650	655
特定教育・保育施設	537	549	549	551	556	561
地域型保育事業	89	88	88	88	88	88
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
-	-11	72	3	0	0	0

### (5) 3号認定(2歳児)

(単位:人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	730	596	616	689	695	699
確保提供量	724	733	733	733	733	733
特定教育・保育施設	621	636	636	636	636	636
地域型保育事業	89	91	91	91	91	91
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
-	-6	137	117	44	38	34

### (6) 3号認定(0~2歳児)の保育利用率

(単位:人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0~2歳推計児童数	3,412	3,386	3,590	3,762	3,789	3,812
3号認定量の見込み	1,591	1,391	1,482	1,561	1,574	1,584
保育利用率(%)	46.6%	41.1%	41.3%	41.5%	41.5%	41.6%

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

作成中

### 3 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	<p>保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。</p> <p>【基本型】 「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成され、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が含まれる。</p> <p>【特定型（保育コンシェルジュ）】 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。</p> <p>【こども家庭センター型】 妊産婦および乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。</p>
(3) 確保方策の考え方	作成中

#### 確保提供量

(単位：か所)

項目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保 提供量	基本型・ 特定型	2	下記4項目へ変更				
	母子保健型	1					



(配置数：か所)

項 目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1	1
確保提供量		1	1	1	1	1	1
		0	0	0	0	0	0

(配置数：か所)

項 目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て 相談機関	新規	1	2	4	5	6
確保提供量		新規	1	2	4	5	6
			0	0	0	0	0

(配置数：か所)

項 目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	特定型	1	1	1	1	1	1
確保提供量		1	1	1	1	1	1
		0	0	0	0	0	0

(配置数：か所)

項 目		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1	1
確保提供量		1	1	1	1	1	1
		0	0	0	0	0	0

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター11か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場1か所、出張広場2か所、さんさん広場、わんぱくタイムの計23か所を設置。
(3) 確保方策の考え方	作成中

### 確保提供量

(年間延べ利用者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	58,951	39,763	42,159	44,179	44,484	44,766
確保提供量	58,951	39,763	42,159	44,179	44,484	44,766
	0	0	0	0	0	0

## (3) 妊婦健康診査事業

### 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。 母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券(14回分)を配布する。
(3) 確保方策の考え方	作成中

### 確保提供量

(対象者数：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,170	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
確保提供量	1,170	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
	0	0	0	0	0	0

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を看護職が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	作成中

##### 確保提供量

(訪問件数：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,109	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
確保提供量	1,109	1,230	1,241	1,249	1,259	1,264
	0	0	0	0	0	0

#### (5) 養育支援訪問事業

##### 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定してこどもを養育できるよう、専門的な助言指導を行う。
(3) 確保方策の考え方	作成中

##### 確保提供量

(訪問件数：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保提供量	1	1	1	1	1	1
	0	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

(1) 本市における事業名	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	保護者の疾病等、家庭において一時的にこどもの養育が困難になった場合に施設でこどもを預かる(宿泊を伴う)。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施。 保護者が就業等で帰宅が遅くなり、こどもの夜間の養育が困難な場合に施設でこどもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施。
(3) 確保方策の考え方	作成中

確保提供量

【ショートステイ事業】

(年間延べ利用者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	57	60	65	70	75	80
確保提供量	252	252	252	252	252	252
	195	192	187	182	177	172

【トワイライトステイ事業】

(年間延べ利用者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	626	650	700	750	800	850
確保提供量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	1,774	1,750	1,700	1,650	1,600	1,550

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他、育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	作成中

確保提供量

(年間延べ利用者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,981	2,445	2,677	2,783	2,899	2,957
確保提供量	1,981	2,445	2,677	2,783	2,899	2,957
	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

8-1【一時預かり事業(幼稚園型)】

事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	作成中

確保提供量

(延べ利用者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	32,034	28,065	25,892	25,297	25,751	27,081
確保提供量	32,034	28,065	25,892	25,297	25,751	27,081
	0	0	0	0	0	0

## 8 - 2 【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】

### 事業の概要

( 1 ) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型を除く）
( 2 ) 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。</li> <li>・戸田公園駅前子育て広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童を預かる事業。</li> </ul>
( 3 ) 確保方策の考え方	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 40px 100px; width: fit-content; margin: auto;">作成中</div>

### 確保提供量

#### 【一時保育事業】

（年間延べ利用者数：人日）

項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,525	5,521	5,421	5,473	5,548	5,728
確保提供量	19,464	27,840	27,840	27,840	27,840	27,840
	13,939	22,319	22,419	22,367	22,292	22,112

#### 【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

（年間延べ利用者数：人日）

項 目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保提供量	529	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

## (9) 延長保育事業

### 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	作成中

### 確保提供量

(利用者数：人)

項目	令和 5 年度実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	483	473	467	472	478	490
確保提供量	3,813	473	467	472	478	490
	3,330	0	0	0	0	0

## (10) 病児保育事業

### 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業。市内に 3 か所設置。
(3) 確保方策の考え方	作成中

### 確保提供量

(年間延べ利用者数：人日)

項目	令和 5 年度実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	212	201	197	193	189	187
確保提供量	2,916	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	2,704	2,679	2,683	2,687	2,691	2,693

(11) 放課後児童健全育成事業

事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。 公立 22 か所、定員 1,189 人。
(3) 確保方策の考え方	作成中

確保提供量

(利用者数：人日)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,909	2,045	2,097	2,117	2,122	2,143
低学年	1,540	1,647	1,688	1,705	1,708	1,726
高学年	369	398	409	412	414	417
確保提供量	2,301	2,045	2,097	2,117	2,122	2,143
	0	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者負担額を設定するが、施設によっては、それ以外に実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	作成中



(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）などを行う。
(3) 確保方策の考え方	作成中

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規項目）

事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
(2) 事業の概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
(3) 確保方策の考え方	作成中

確保提供量

（対象者数：人日）

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	新規	344	344	344	344	344
確保提供量	新規	344	344	344	344	344
		0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業（新規項目）

事業の概要

(1) 本市における事業名	児童育成支援拠点事業
(2) 事業の概要	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。</p>
(3) 確保方策の考え方	作成中

確保提供量

（対象者数：人日）

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	新規					
確保提供量	新規					

(16) 親子関係形成支援事業（新規項目）

事業の概要

(1) 本市における事業名	親子関係形成支援事業
(2) 事業の概要	<p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。</p>
(3) 確保方策の考え方	作成中

## 確保提供量

(対象者数：人)

項目	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	新規	10	10	10	9	9
確保提供量	新規	10	10	10	9	9
		0	0	0	0	0

(余白頁)

## **第2部 各論**

### **第3章**

#### **計画の推進**

(余白頁)

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本市が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、全てのこどもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、こどもの育ち及びこども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

#### (1) 保護者の役割

- ・こどもの行動及び人格の形成について、最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持ってこどもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、こどもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めることが必要です。
- ・子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、こどもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めることが必要です。
- ・地域社会の一員として、こどもとともに地域行事やボランティア活動等の様々な活動に取り組み、地域との関わりを大切にしよう努めることも必要です。

#### (2) 市民の役割

- ・こどもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及びこども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加しよう努めることが必要です。
- ・暴力、犯罪、事故等からこどもを守るため、常にこどもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めることも必要です。

#### (3) 子育て支援団体の役割

- ・地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進することが必要です。
- ・市、市民、事業者及び学校等と相互に連携し、協働することにより、地域におけるこども・子育て支援の拡充に資しよう努めることが必要です。
- ・こども及び保護者が伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めることも必要です。

#### **(4) 事業者の役割**

- ・事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、雇用する従業者がこどもとの関わりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することが必要です。
- ・地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めることが必要です。

#### **(5) 教育・保育施設等の役割**

- ・こどもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等を身に付け、生きる力を育成することができるようにすることが必要です。
- ・こども・子育て支援団体、事業者及び関係機関との連携により、こどもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりを行うことが必要です。

#### **(6) 市の役割**

- ・市民、子育て支援団体、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的にこども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うことが必要です。
- ・施策の策定及び実施に当たって、市民等及び国、県その他の関係機関と相互に連携し協働して取り組むことが必要です。

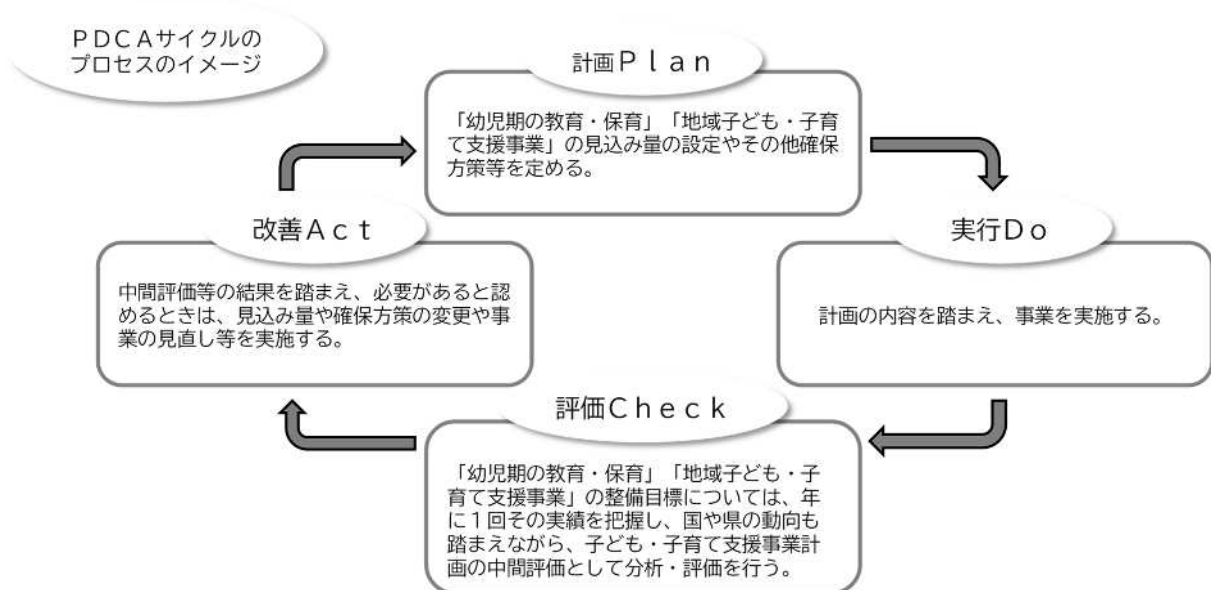


## 2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルのプロセスに基づき、事業ごとの進行状況を定期的に「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

図表 2 - 3 - 1 PDCAサイクルのプロセスイメージ



## 3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

## 4 国・県への要望

こども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。

(余白頁)

# 資料編



# 資料編

## 1 計画策定の経緯

	年月日	項目	内容
令和5年度			
令和6年度			

## 2 戸田市児童福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 27 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

( 1 ) 児童福祉について識見を有する者

( 2 ) 児童福祉に関する事業に従事する者

( 3 ) 公募による市民

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による審議)

第 6 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第 2 項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第 3 項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第 4 項中

「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議公開の原則)

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又は審議会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども健やか部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成19年条例第28号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附則(平成29年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条の改正規定(「こども青少年部保育幼稚園課」を「こども青少年部こども家庭課」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市児童福祉審議会条例第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和2年条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年条例第29号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



### 3 戸田市児童福祉審議会委員名簿

	所属・役職	氏名	備考

## 4 用語解説

### あ行

#### M字

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

### か行

#### 学童保育室

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

#### 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

### さ行

#### 次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

### た行

#### 待機児童

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

本用語の解説につきましては、保育所における待機児童の定義となります。

## **特定教育・保育施設**

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。(子ども・子育て支援法第 27 条)

## な行

### **認可保育所**

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たして都道府県知事に認可された施設です。

### **認定こども園**

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

## は行

### **パーミル(‰)**

1,000 分の幾つであるかを表す語で、1,000 分の 1 を 1 パーミルといいます。千分率はパーミル(‰)、百分率はパーセント(%)です。

### **パブリック・コメント**

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案(コメント)を求める手続きです。

### **P D C A サイクル**

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan) 実行(Do) 評価(Check) 改善(Act)という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

### **放課後子ども総合プラン**

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることです。

### ワーク・ライフ・バランス

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしています。



## < 確保方策 >

### 【教育・保育】

#### 1 「1号認定」

令和7年度～令和11年度：総定員 2,588 人確保にて実施していく。

#### 2 「2号認定（保育所利用）」

令和7年度～令和11年度：現在と同様、総定員 2,200 人確保にて実施していく。

#### 3 「3号認定（0歳児）」

令和7年度～令和11年度：令和7年度には総定員 340 人、令和8年度～令和11年度には総定員 328 人確保にて実施していく。

#### 4 「3号認定（1歳）」

令和7年度～令和11年度：特定教育・保育施設及び認可外施設の定員増を検討し、令和11年度には655人の定員を確保する。また、既存施設の定員の見直し等の実施により調整を図っていく。

#### 4 「3号認定（2歳）」

令和7年度～令和11年度：特定教育・保育施設及び認可外施設の定員増を検討し、令和11年度には733人の定員を確保する。既存施設の定員の見直し等の実施により調整を図っていく。

### 【地域・子ども子育て支援】

#### 1 放課後児童健全育成事業（学童保育室事業）

令和7年度：芦原小第2学童新設30人増

総定員 2,356 人

令和8年度～令和11年度：令和7年度と同様、総定員 2,356 人確保にて実施していく。

その他入室希望の多い学校周辺においては、都度民間学童保育室の誘致等調整を図っていく。

#### 2 延長保育事業

令和7年度～令和11年度：

延長保育の希望者に対し、全て延長保育事業を実施していく。

### 3-1 一時預かり事業（幼稚園型）

令和7年度～令和11年度：

市内私立幼稚園9園のうち、8園で預かり保育を実施し、認定こども園1園で一時預かり事業（幼稚園型）を実施する。

引き続き、預かり保育の実施時間や実施日の拡大を図っていく。

### 3-2 一時預かり（幼稚園型を除く）

令和7年度～令和11年度：

#### ・認可保育所

一時保育事業（月～金）実施園の合計定員104人×開所日240日＝24,960人日

一時保育事業（月～土）実施園の合計定員10人×開所日288日＝2,880人日

合計27,840人日

#### ・地域子育て支援拠点における一時預かりにおいて補完

戸田公園駅前子育て広場一時預かり 1日6人×240日＝1,440人日

（1日6時間利用上限）

#### ・トワイライトステイ（夜間預かり17時～21時）において補完

1施設（母子生活支援施設） 1日10人×240日＝2,400人日

### 4 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

・令和5年度：依頼会員950人、協力会員149人、両方会員51人

・依頼会員の依頼に応じていけるよう、マッチングに努めるとともに協力会員の増加を図る。

### 5 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

令和7年度～令和11年度：病児・病後児保育事業3施設 合計定員12人×240日＝2,880人日

#### ・緊急サポートセンターにおいて補完

令和5年度：依頼会員744人、協力会員45人、両方会員789人

令和5年度活動件数：179件（うち病児33件）

### 6 地域子育て支援拠点事業

・令和7年度～令和11年度：子育て支援センター（11か所）、親子ふれあい広場及び戸田公園駅前子育て広場、出張広場（10か所）、児童センター（2か所）の計23か所にて実施。

### 7 利用者支援事業

子育て支援課、保育幼稚園課及び親子健やか室の計3か所にて実施する。  
地域子育て相談機関については、中学校区に1か所設置する。

#### 8-1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

- ・実施施設3か所（乳児院2か所、母子生活支援施設1か所）  
利用限度7日×12月×3施設=252人

#### 8-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ・1施設（母子生活支援施設）1日10人×240日=2,400人日

#### 9 乳児家庭全戸訪問事業

・「こんにちは赤ちゃん訪問」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問できるように努める。

#### 10 養育支援訪問事業

- ・把握された支援が必要な家庭について訪問支援を実施していく。

#### 11 妊婦健康診査事業

・母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券（14回分）を配付し、健康診査の受診を推進していく。

#### 1.2 子育て世帯訪問支援事業（新規項目）

- ・把握された支援が必要な家庭について訪問支援を実施していく。

#### 1.3 児童育成支援拠点事業（新規項目）

- ・ニーズを見極め事業を実施していく。

#### 1.4 親子関係形成支援事業（新規項目）

- ・支援が必要な家庭に対し実施していく。